

角田市男女共同参画計画 (第2次)



平成31年3月

角 田 市

はじめに

近年、少子高齢化の進展に伴い人口減少が加速していく中で、ライフスタイルや世帯構造の変化とともに多様な働き方・暮らし方へのニーズが高まっており、これらのニーズに対応していくためには、性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。



また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、意思決定の場に女性が参画していなかったことや主に女性のニーズへの対応が不十分であったことなど、避難所運営等における課題が浮き彫りとなったことから、震災を教訓として男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立していく必要があります。

角田市では、平成16年2月に「角田市男女共同参画計画 かくだ男女生き生きプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、家庭、職場、地域社会など様々な分野において、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

このことから、男女共同参画の理念をより広く普及啓発するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に進めていくため、このたび、「角田市男女共同参画計画（第2次）」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、市民、事業者、関係団体等の皆様と連携を深めながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進してまいりますので、今後ともご理解とお力添えを賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご意見・ご協力をいただきました新角田市男女共同参画計画検討委員会の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成31年3月

角田市長 大友 喜 助

<目次>

第1章 基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の内容	2
5. 計画への取組	2
6. 計画の推進	2
7. 計画の構成	2
第2章 角田市の現状	3
1. 人口動態・世帯	3
2. 就業形態	4
3. 男女共同参画に関する市民意識	6
4. 東日本大震災を教訓とした防災に対する取組	13
5. 現状から見える課題	14
第3章 男女共同参画の推進に関する施策	15
1. 社会全体における男女共同参画の実現	15
2. 家庭における男女共同参画の実現	17
3. 学校教育における男女共同参画の実現	19
4. 職場における男女共同参画の実現	20
5. 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現	21
6. 地域における男女共同参画の実現	22
7. 東日本大震災を教訓とした防災における男女共同参画の実現	23
男女共同参画の指標	24
第4章 推進体制	25
1. 庁内推進体制の整備	25
2. 国、県との連携	25
3. 関係団体との連携及び協働	25
4. 市民及び事業者との連携	25
参考資料	26
I. 新角田市男女共同参画計画検討委員会設置要綱	27
II. 新角田市男女共同参画計画検討委員会委員名簿	28
III. 角田市男女共同参画計画（第2次）策定経過	28
IV. 男女共同参画社会基本法	29
V. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	37
VI. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	52
VII. 男女共同参画に関する市民意識調査結果	64

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 16 年 2 月に「角田市男女共同参画計画 かくだ男女生き生きプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、少子高齢化の進展による人口減少社会の到来、ライフスタイルや世帯構造の変化等に伴い、女性の社会進出等に関連する法律が施行されるなど、男女共同参画社会を取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうした状況の下、男女共同参画の意識や取組は広まってきているものの、家庭や職場、地域における男女の固定的な役割分担意識に基づく、性差に関する偏見や社会制度・慣行等が今なお残っており、男女共同参画社会の実現に向けてより一層の努力が必要とされています。

このため、男女共同参画の理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに推進するため、これまでの取組や市民意識調査の結果等を基に、国の「男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画」を勘案し、「角田市男女共同参画計画（第 2 次）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。
- (3) 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」と一体的に策定するものです。
- (4) 本計画は、「角田市長期総合計画」、その他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定するものです。

配偶者からの暴力の
防止及び被害者の保
護等に関する法律

男女共同参画社会
基本法

女性の職業生活に
おける活躍の推進
に関する法律

角田市男女共同参画計画（第 2 次）

角田市長期総合計画

3. 計画の期間

2019年度から2025年度までの7年間

4. 計画の内容

以下の事項について定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) (1)のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5. 計画への取組

本計画においては、本市の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでいくこととします。

6. 計画の推進

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、市が行う事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市民、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域等における市民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。

7. 計画の構成

第1章においては本計画の基本的な考え方を、第2章においては本市の現状及び課題を、第3章においては男女共同参画実現のための施策を、第4章においては本計画の推進体制を示しています。

本計画では、市民意識調査の結果等から本市の現状及び課題を分析するとともに、宮城県男女共同参画基本計画を踏まえ、社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産業・商工自営業及び地域の分野に分け、これらの分野ごとに目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示しています。

さらに、東日本大震災を教訓とした防災分野における各種取組についても記載しています。

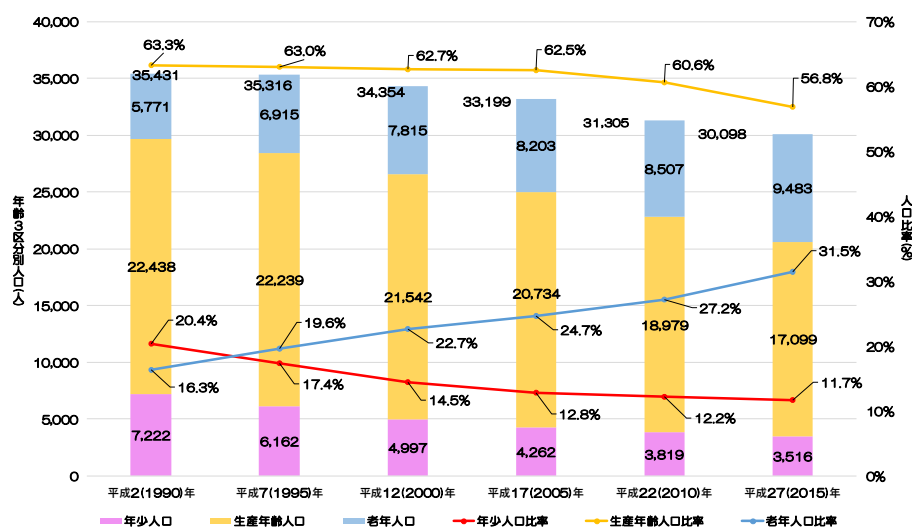
男女共同参画の推進に関する施策は、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合い、男女共同参画社会の実現に影響を与えるものです。

第2章 角田市の現状

1. 人口動態・世帯

本市の人口は平成2（1990）年は35,431人でありましたが、平成27（2015）年は30,098人となっており、減少を続けています。本市の年齢3区分別の人口について、65歳以上の老年人口が年々増加している一方で、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口は年々減少しています。

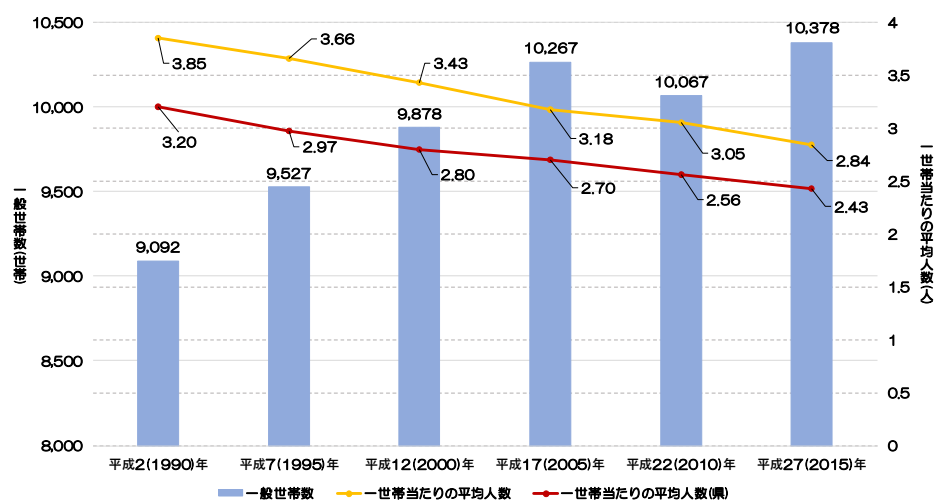
【年齢3区分別人口の推移】



資料:国勢調査

本市の一般世帯数は増加傾向にある一方で、一世帯当たりの平均人数は、宮城県の平均値を上回っていますが、同様に年々減少しており、平成27（2015）年では3人を下回っています。

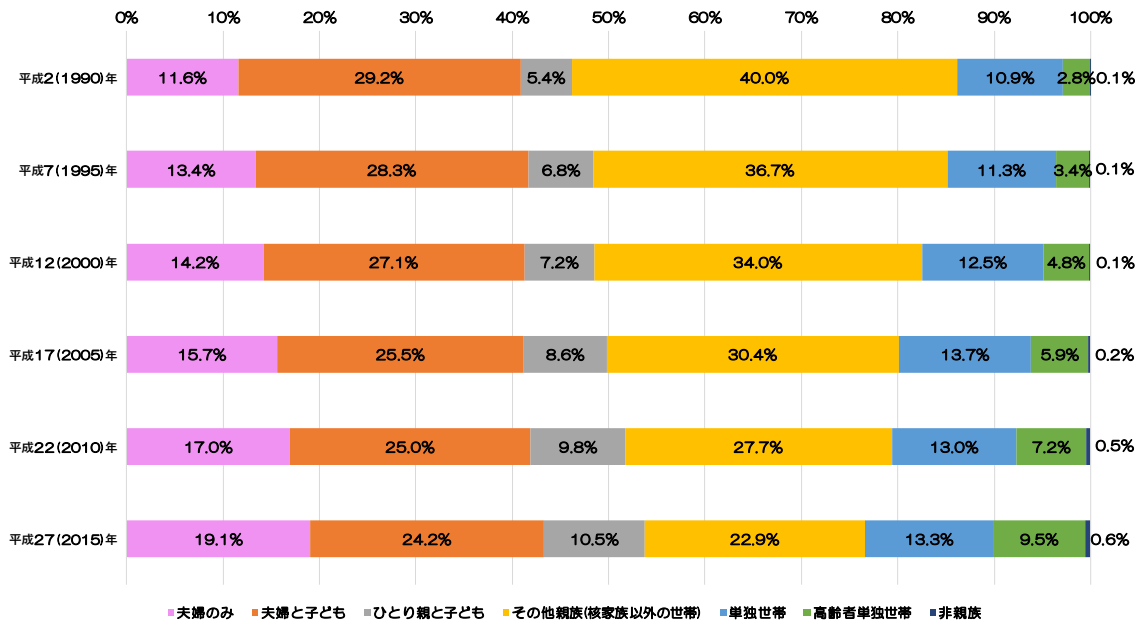
【一般世帯数及び一世帯当たり平均人員の推移】



資料:国勢調査

本市の一般世帯の規模としては、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯、単独世帯、高齢者単独世帯が年々増加しています。一方で、夫婦と子どもの世帯とその他の親族（核家族以外）の世帯が年々減少しています。

【家族類型別一般世帯割合の推移】

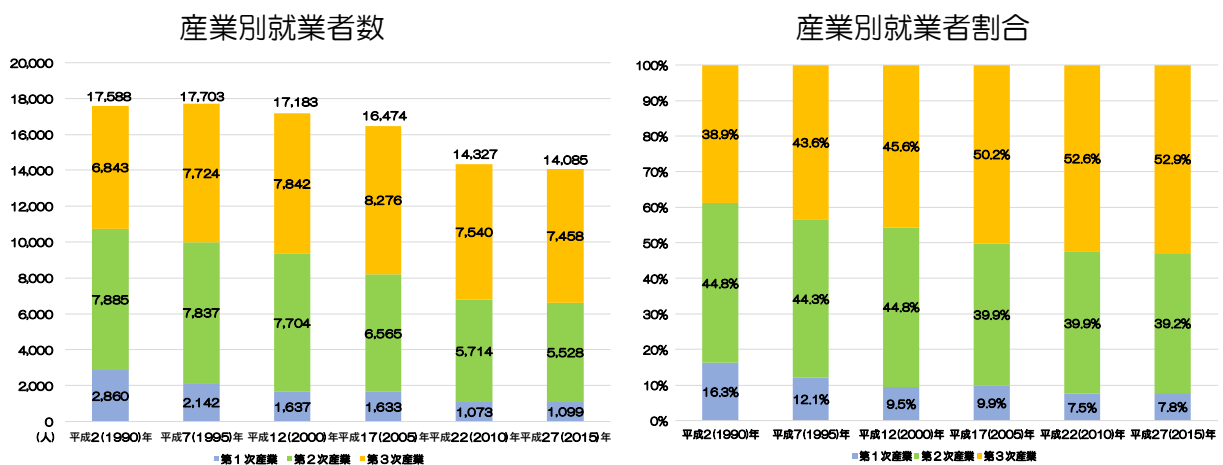


資料:国勢調査

2. 就業形態

本市における就業者数が年々減少傾向にある中、産業別就業者割合を見ると、第3次産業に従事する就業者の割合が年々増加している一方、第1次産業や第2次産業に従事する就業者の割合は減少傾向にあります。

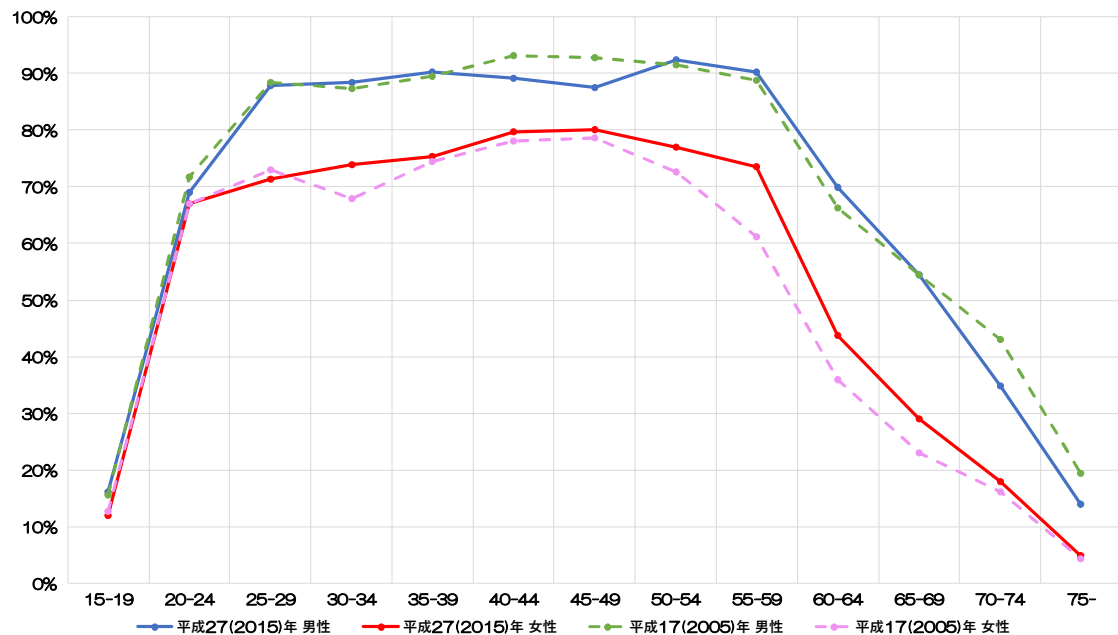
【労働力人口の推移】



資料:国勢調査

本市における年齢階級別有業率について、平成 17（2005）年と平成 27（2015）年と比較すると、平成 17（2005）年では、女性の有業率が 30～34 歳で一旦低下していましたが、平成 27（2015）年では、有業率の低下は見られなくなりました。しかし、男性と比較すると、全ての年代で有業率の低さが目立ちます。

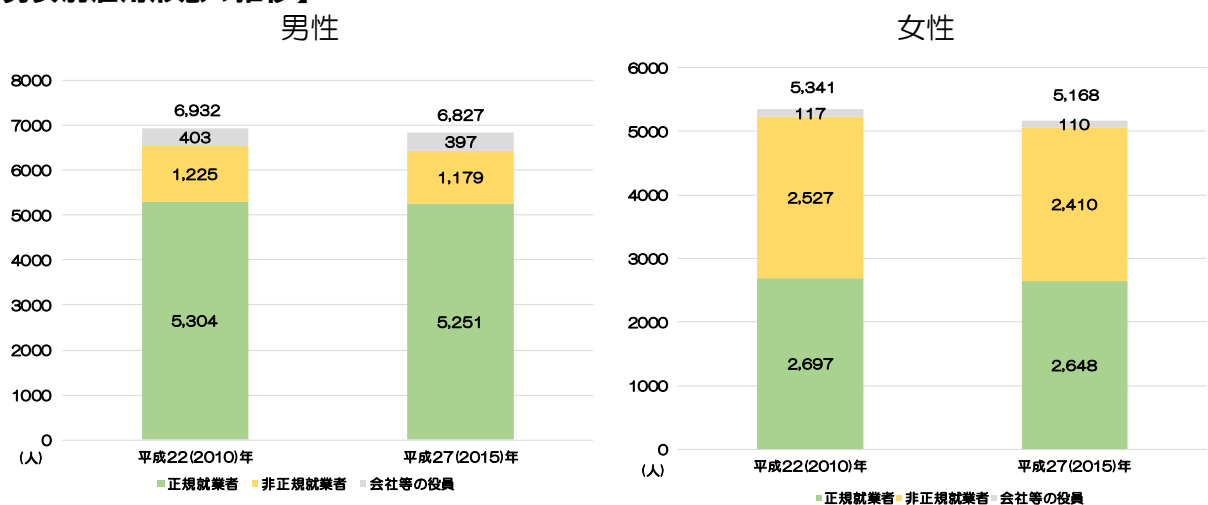
【年齢階級別有業率】



資料:国勢調査

本市における男女の雇用形態を比較すると、男性は正規就業者が大半を占めている一方で、女性は正規就業者と非正規就業者がほぼ同じ人数を占めています。また、会社の役員等の人数は、男性が女性の約 4 倍となっています。

【男女別雇用形態の推移】



資料:国勢調査

3. 男女共同参画に関する市民意識

本市における男女共同参画に関する市民意識の変化等について、以下の調査により把握しました。

＜男女共同参画に関する市民意識調査の概要＞

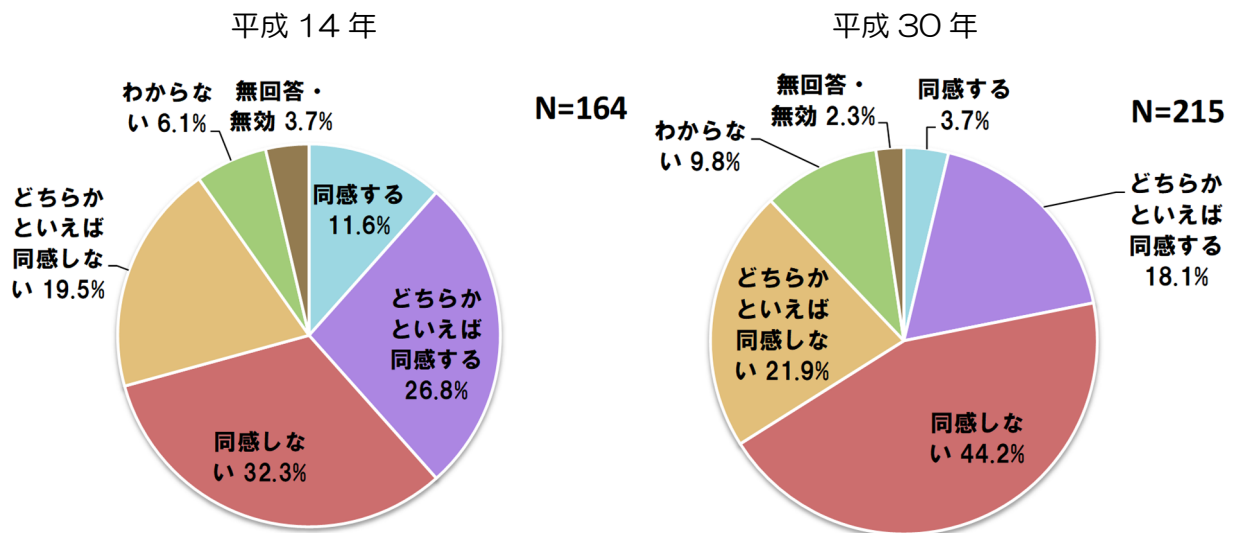
年次	対象者	有効回答数	回収率	方法
平成 30 年	20 歳以上の 市民 500 人 (無作為抽出)	215 通	43.0%	郵送による配布・回収
平成 14 年	20 歳以上の 市民 250 人 (無作為抽出)	164 通	65.6%	配布：区長配布 回収：郵送による回収

① 社会全体における男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どのように思うかを回答していただいた結果、平成 14 年と平成 30 年を比較すると、「同感する」「どちらかといえば同感する」といった肯定的な意見が減少し、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」といった否定的な意見が増加しています。

この結果から、従来の男女の役割に同感しないという意識が強くなっていることが分かります。従来の男女の役割にとらわれない社会が望まれていることがうかがえます。

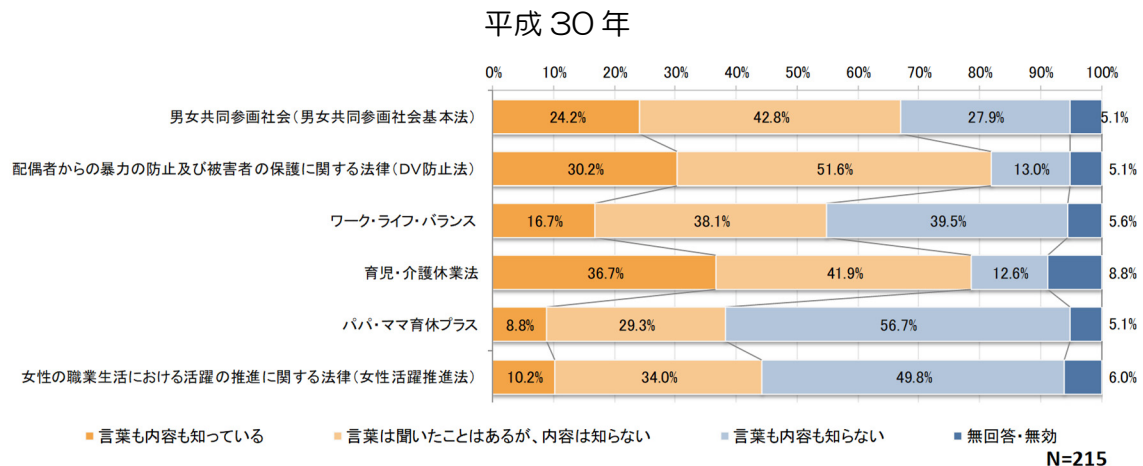
【男女の役割に対する意識】



男女共同参画社会に関する法律・制度についての認知度を回答していただいた結果、「言葉も内容も知らない」「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」を合計した割合が、全ての法律・制度で50%を超えています。

この結果から、男女共同参画社会に関する法律や制度の認知度が低いことが分かります。

【男女共同参画社会に関する法律・制度の認知度】

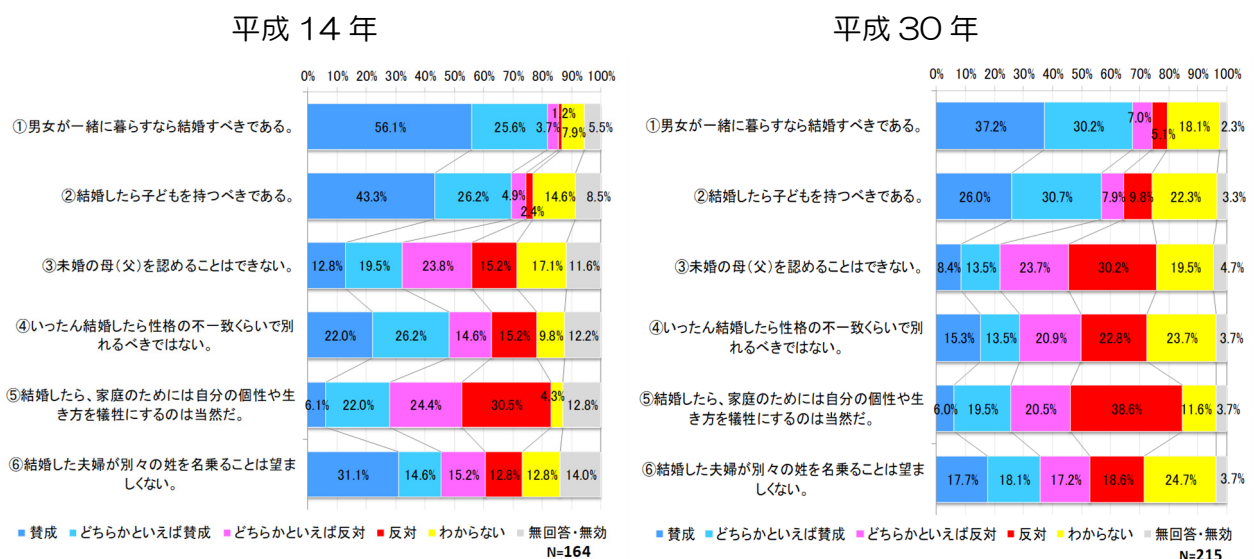


② 家庭における男女共同参画

従来の結婚後の生活や男女関係について、どのように思うかを回答していただいた結果、平成 14 年の回答結果と平成 30 年の回答結果を比較すると、全ての項目において「賛成」「どちらかといえば賛成」を合計した肯定的な意見の割合が減少し、「反対」「どちらかといえば反対」を合計した否定的な意見が増加しています。

この結果から従来の結婚生活や男女関係に対して、同感しないという意識が強くなっていることがうかがえます。

【結婚後の生活や男女関係に対する考え方】

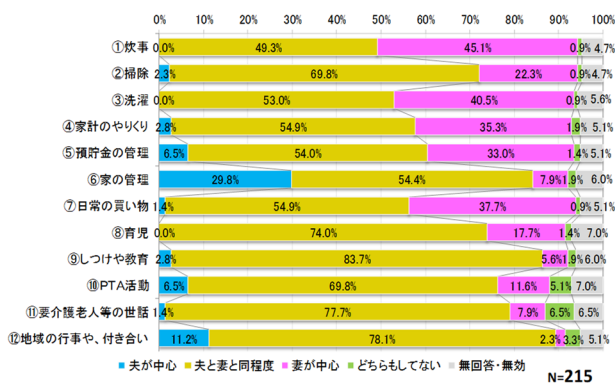


家庭での家事の分担において、どのように分担するべきかという理想と実際にどのように分担をしているかという実態を回答していただいた結果、理想においては、大半の項目で夫と妻が同程度負担するのが理想だという回答が50%以上を占めており、家事を夫と妻が同程度負担することが理想だと考えている人が多いことが分かります。一方、結婚されている方の実態においては8つの項目で、妻が中心で行っているという回答が最も多く、そのうち6つの項目で妻が中心という回答が50%以上を占めています。

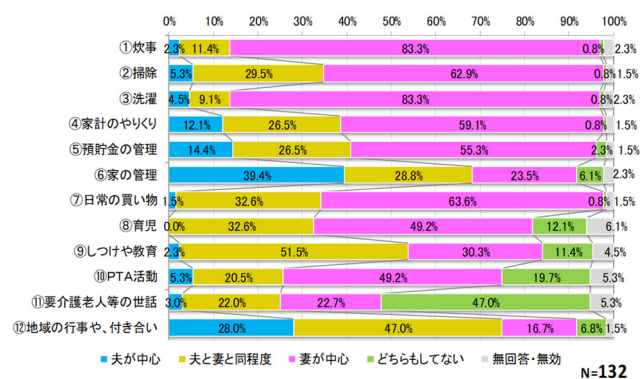
この結果から、多くの方が家事は夫と妻が同程度分担することを理想としていながら、実際には妻の方が多く家事を負担しているという理想と実態の差が見られます。

【家事の分担の理想と実態】

平成30年（家事分担の理想）



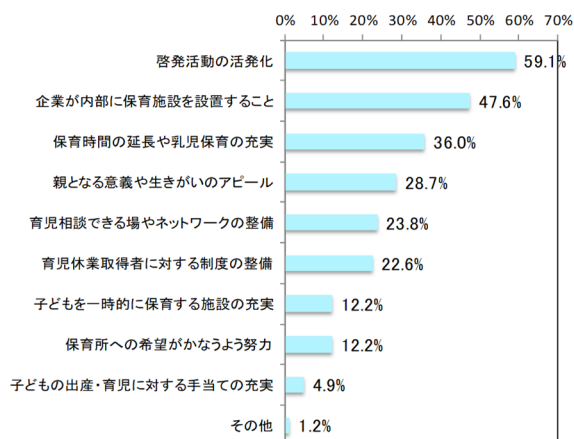
平成30年（家事分担の実態）



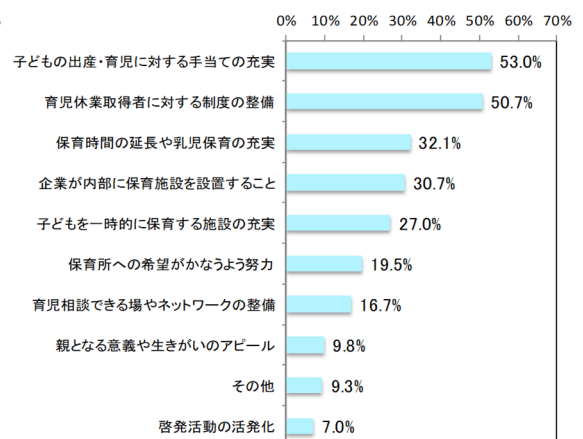
子どもを産み育てやすい環境づくりのために必要だと思うことを回答していただいた結果、平成14年と平成30年を比較すると、「子どもの出産・育児に対する手当ての充実」や「育児休業取得者に対する制度の整備」が増加している一方、「啓発活動の活発化」が減少しており、意識の啓発・PRが必要だという考えから出産・育児への手当や制度の整備・充実が必要だという考えに変化しています。

【出産・育児を行いやすい環境を作る上で必要なこと】

平成14年



平成30年

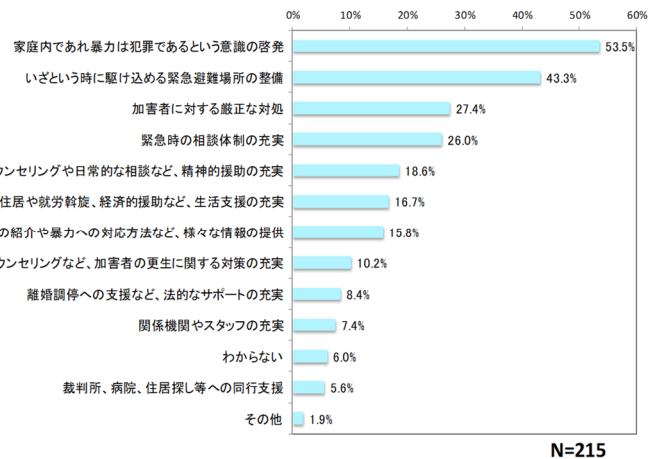
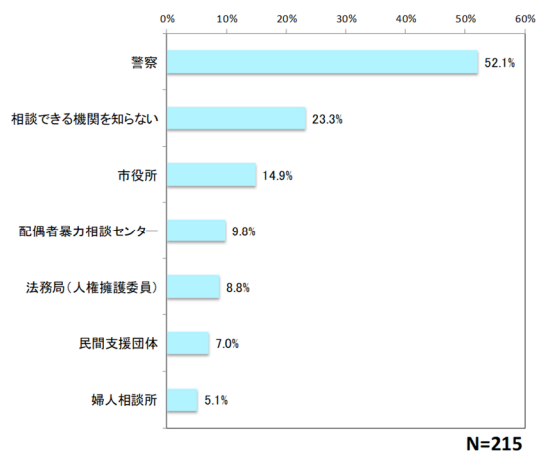


配偶者等からの暴力に対応する相談・支援機関の認知度について回答していただいた結果、半数以上の方が警察が利用できることを知っている、または利用したことがあると回答しましたが、約 23%の方が相談機関を知らないと回答しており、他の機関も低くなっています。また、配偶者等からの暴力への対策で必要だと思うことについても回答していただいた結果、「家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発」、「いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備」が 40%以上となっています。

この結果から、警察以外の相談・支援機関の認知度の低さが目立っており、また配偶者等からの暴力に対して意識の啓発と緊急時の対応の充実・強化が求められていることがうかがえます。

【DV(配偶者等からの暴力)に対する意識】

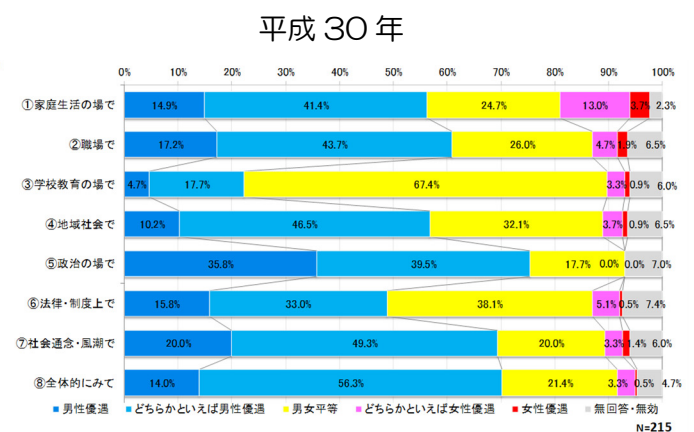
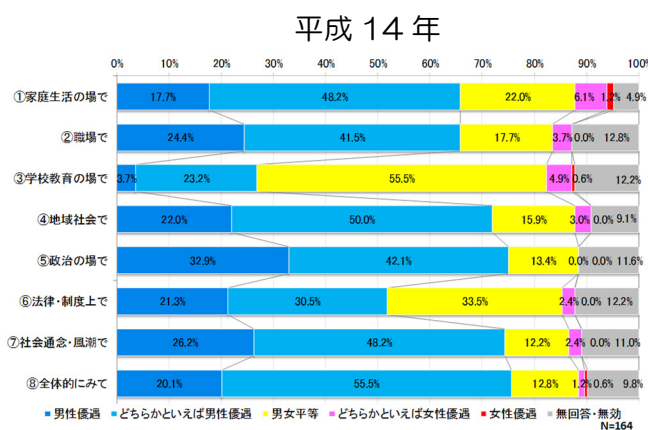
平成 30 年(相談・支援機関について) 平成 30 年(配偶者等からの暴力への対策)



③ 学校教育における男女共同参画

社会における各分野で男女平等が実現されているかどうかについて回答していただいた結果、③学校教育の場でのみ、平成 14 年と平成 30 年ともに、半数以上の方が男女平等であると回答されており、社会全体としては、依然として男性優遇であると認識されていますが、学校教育の分野では男女平等が実現されていることがうかがえます。

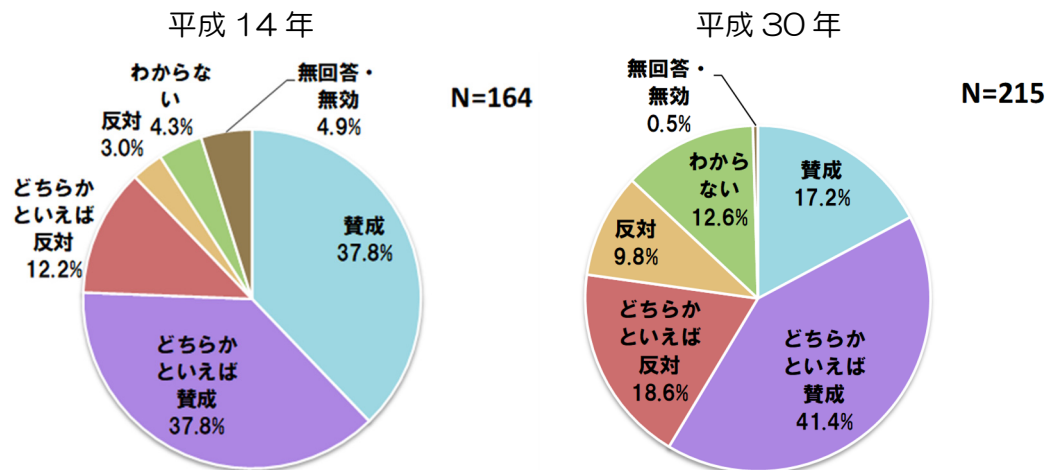
【男女平等実現に対する意識】



女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」という育て方について、どのように思うかを回答していただいた結果、平成 14 年と平成 30 年を比較すると、「反対」「どちらかといえば反対」という否定的な意見を持つ方が増加しています。

この結果から、女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」という従来の男女観に沿った育て方に同感しないという意識が高まっていることがうかがえます。

【子どもを育てる上での男女観に対する意識】

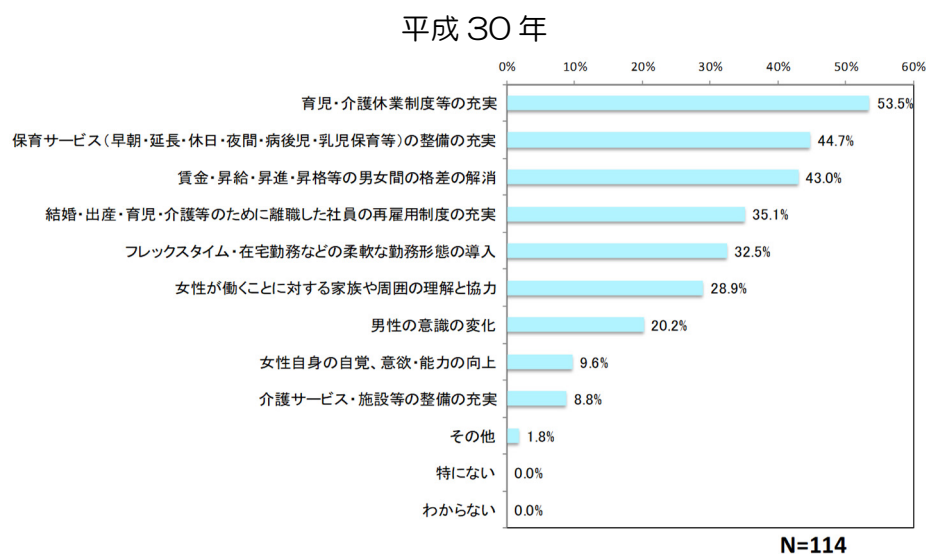


④ 職場における男女共同参画

女性の労働環境を改善するために必要だと思うことについて回答していただいた結果、「育児・介護休業制度等の充実」、「保育サービス（早朝・延長・休日・夜間・病後児・乳児保育等）の整備の充実」、「賃金・昇給・昇進・昇格等の男女間の格差の解消」の3つの項目の回答率が40%を超えています。

この結果から、育児・介護等への支援制度等の充実や、労働条件の男女間の格差の是正が求められていることがうかがえます。

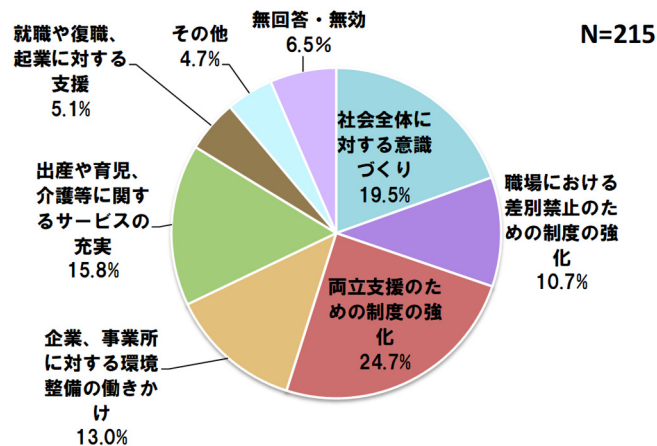
【女性の労働環境改善への意識】



仕事と生活を両立できるようにする公的な取組として重要だと思うものについて回答していただいた結果、「両立支援のための制度の強化」、「社会全体に対する意識づくり」、「出産や育児、介護等に関するサービスの充実」が多くなっており、仕事と生活の両立に向けた支援制度の充実や意識づくりが求められていることがうかがえます。

【ワーク・ライフ・バランスについての意識】

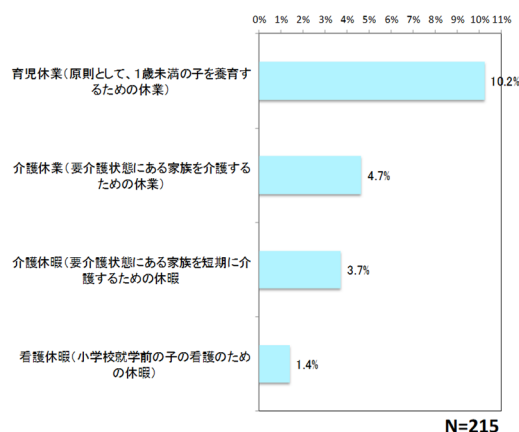
平成 30 年



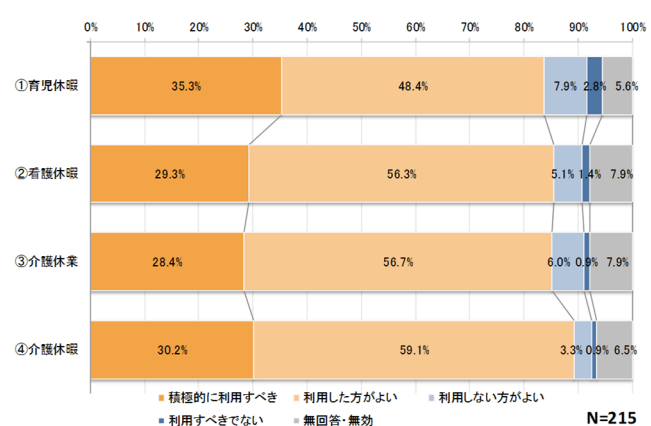
育児・介護休暇制度の利用経験について回答していただいた結果、回答率が最も多かった育児休業でも約 10%と低い状況です。また、男性が育児休業や介護休業等の制度を利用することについて、どのように思うかを回答していただいた結果、「積極的に利用すべき」「利用した方がよい」という肯定的な意見の合計が 80%を上回っています。

【育児・介護休暇制度の利用の状況】

平成 30 年（制度の利用の実態）



平成 30 年（男性の休暇制度の利用への意識）



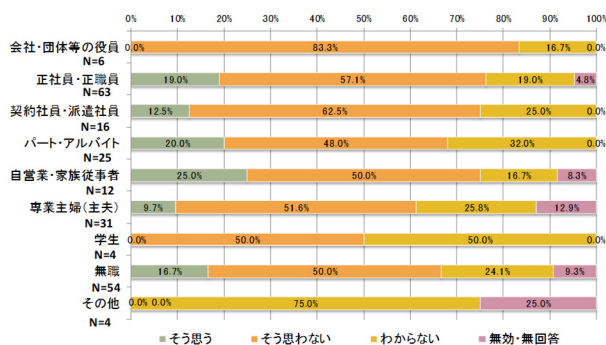
⑤ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画

女性が働きやすい環境かどうかを回答していただいた結果、自営業・家族従事者の約25%が女性が働きやすい環境であると感じており、他の職種と比較すると、割合が多くなっています。一方、女性が働くことについてどう思うかを回答していただいた結果、自営業・家族従事者の約50%が女性も一生職業を持ち続けるべきであると回答していますが、会社・団体の役員、正社員・正職員、パート・アルバイトよりも低くなっています。

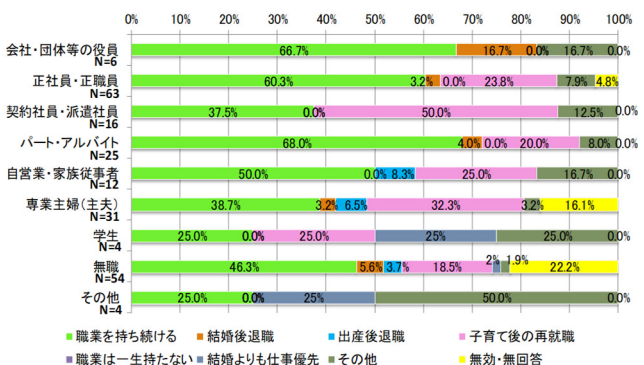
これらの結果から、自営業及び家族経営は女性が働きやすい環境が比較的整っているに関わらず、職業を持ち続ける意識が低いことがうかがえます。

【女性の労働・就業環境への意識】

平成30年（女性が働きやすい環境への評価）



平成30年（女性の就業意識）

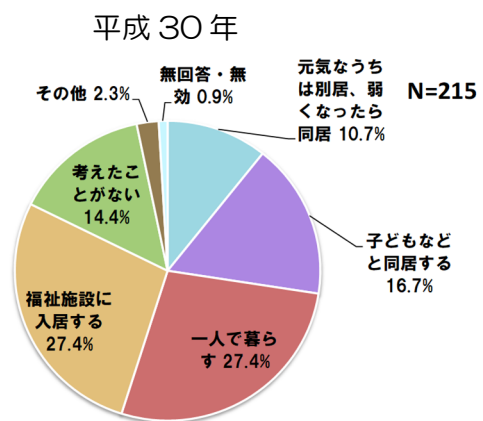
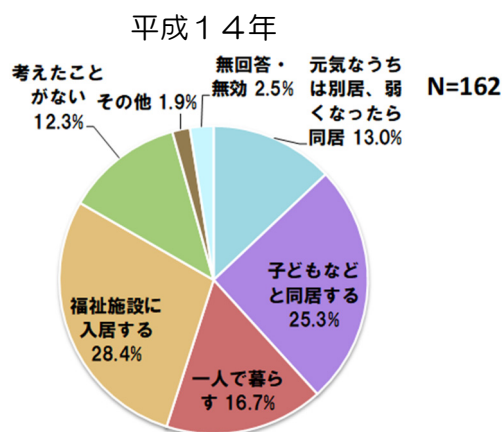


⑥ 地域における男女共同参画

老後の生活をどのように過ごしたいかを回答していただいた結果、平成14年と平成30年を比較すると、「子どもなど同居する」は減少して約17%となっており、「一人で暮らす」は増加して約27%となっています。

この結果より、老後の生活において、家族と同居するという意識から、自立し、家族に依存しないようにするという意識に変化していることがうかがえます。

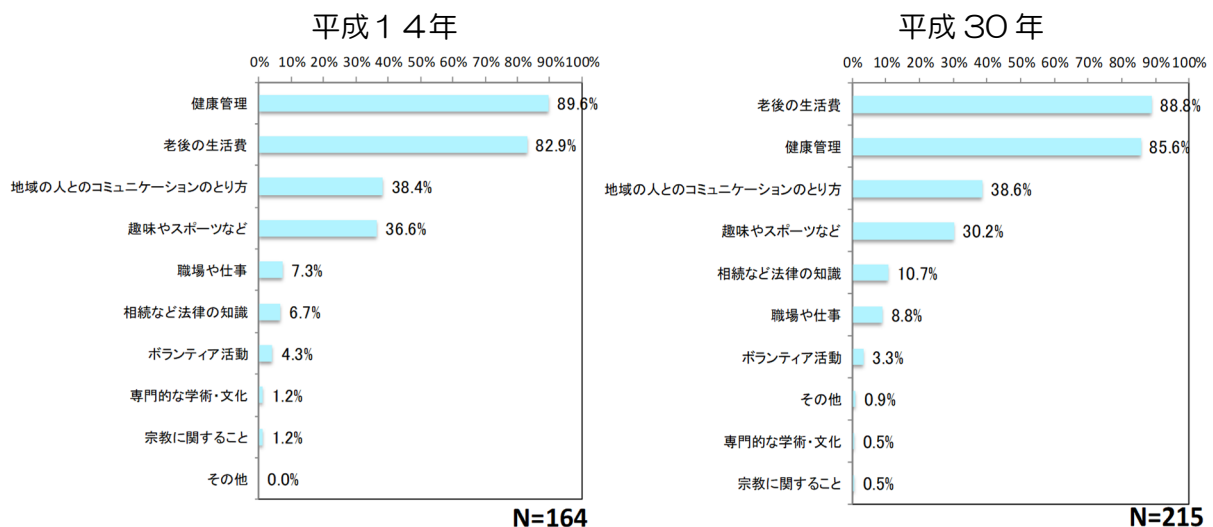
【老後の生活の希望】



老後の生活に備えておくべきだと思うことについて回答していただいた結果、平成14年と平成30年ともに、「健康管理」と「老後の生活費」の回答率が80%を上回っており、「地域の人とのコミュニケーションのとり方」と「趣味やスポーツなど」の回答率も30%を上回っています。

この結果から、老後の生活への備えについて、意識の変化はあまり見られませんが、金銭面や健康面のほか、地域におけるコミュニケーションや生きがいなどが必要であるという意識が強いことが分かります。

【老後の生活に向けての準備】



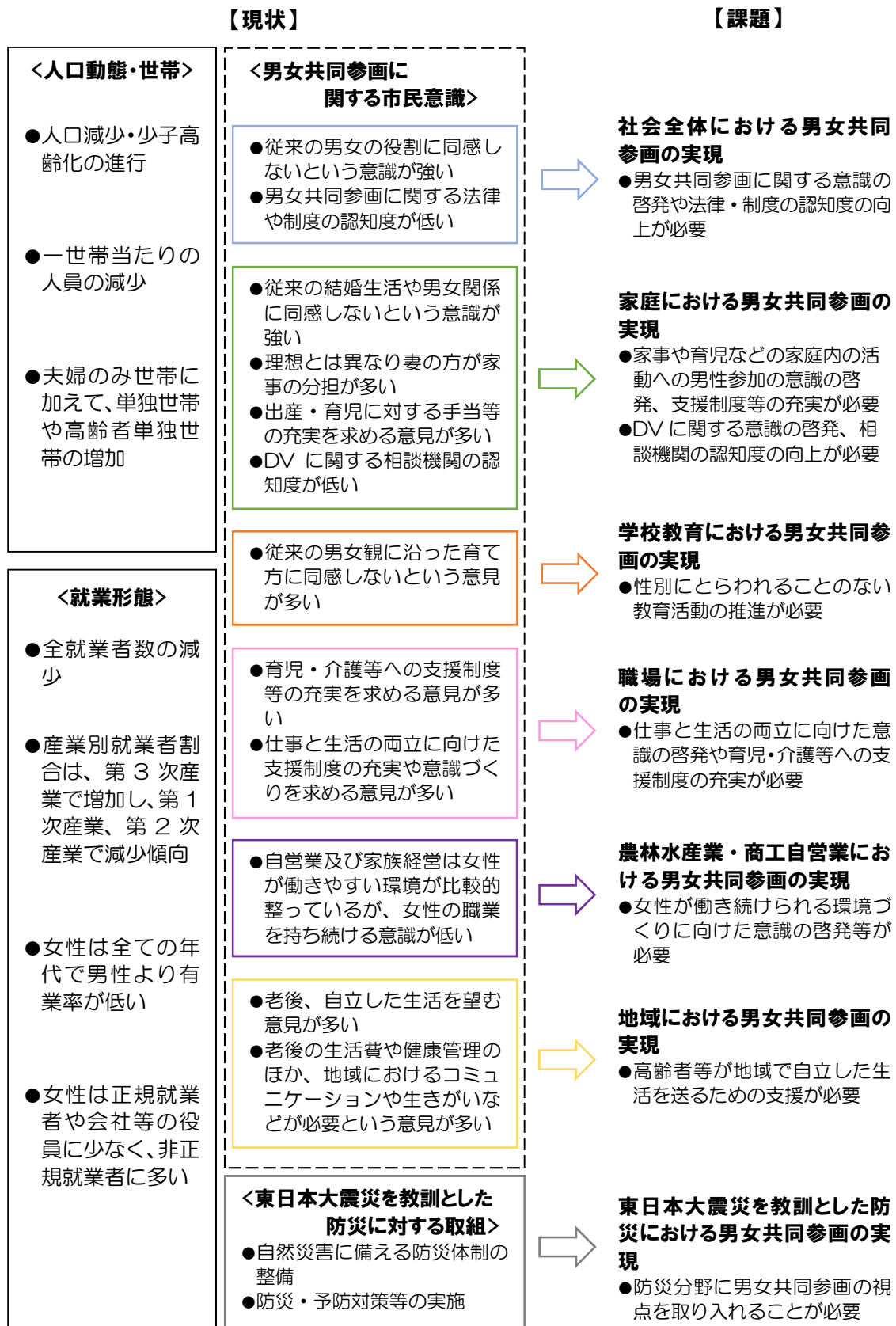
4. 東日本大震災を教訓とした防災に対する取組

2011年3月11日に発生した、東日本大震災を教訓に、本市では「角田市震災復興・復興基本計画」の基本理念である「市民とともに築く安全・安心なまちづくり」を尊重し、以下のとおり、地震等の自然災害に備える防災体制の整備や、防災・予防対策等に努め、日常生活における様々なリスクを限りなく「0（ゼロ）」に近づけていく取組を進めています。

- 新市民センター（かくだ田園ホール）の建設
- 銀河連邦加盟（宇宙航空研開発機構の研究施設が所在する自治体で構成された交流組織により、災害時応援協定を締結）
- 企業との「災害時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定」の締結
- 「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結
- 防災マップの作成
- 特設公衆電話の設置

5. 現状から見える課題

現状から見える課題を整理すると、以下のとおりとなります。



第3章 男女共同参画の推進に関する施策

1. 社会全体における男女共同参画の実現

(1) 基本目標

男女共同参画社会の実現の基礎となる政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った社会組織・制度づくりに努めます。また、男女共同参画に関する法律や制度等の認知度を向上させるため、男女共同参画に関する調査・研究及び情報の収集・提供を行うなど、普及啓発活動の充実を図ります。併せて、男女共同参画に関する相談に対し、適切に対応できる体制の整備・強化を進めます。

(2) 施策の方向

① 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させるため、市の審議会等委員への女性の登用及び政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していきます。また、事業者等に対しても、情報提供等により、管理職・役員における女性の登用の重要性の理解の促進を図ります。

本市の職員については、平成27年3月に策定した「角田市特定事業主行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように努めていきます。

施 策 の 項 目
1. 市の審議会等委員及び市職員の管理職等への女性登用の推進
2. 市内事業者、団体等に対する女性の参画・登用に関する働きかけ

② 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実

あらゆる世代の人々が、子育て、介護、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、各種団体等と連携し、幅広い普及啓発活動を実施します。

施 策 の 項 目
3. 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施
4. 各種団体等における男女共同参画関連事業の開催の支援

③ 男性及び若い世代に向けた普及啓発

育児・介護等の問題に直面する男性が、家庭や地域社会への参画を意識するよう、育児・介護等に関する情報及び学習機会を提供します。また、未来を担う若い世代が、社会情勢を認識し、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成をすることができるよう、男女共同参画の意義及び重要性についての効果的な普及啓発活動に努めます。

施 策 の 項 目
5. 男性に対する育児・介護等に関する情報及び学習機会の提供
6. 男性及び若い世代を対象とした普及啓発事業の実施

④ DV等の根絶

DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー、性犯罪等の暴力は、人権の重大な侵害であり、被害者の心身を著しく傷付けるものであることから、これらの暴力を容認しないという社会的認識の醸成、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくり及び被害者支援の取組を強化します。

施 策 の 項 目
7. 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識の啓発
8. 関係機関との連携の強化
9. 性犯罪等被害者に対する支援及び情報の提供

⑤ 調査・研究及び情報の収集・提供の充実

男女共同参画に関する市民意識調査の実施、関係情報の収集等により、本市の課題を把握し、男女共同参画の推進に関する施策に反映させるとともに、各種関連情報を広報誌やインターネット等により、市民、市内事業者等に広く提供していきます。

施 策 の 項 目
10. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施及び情報の収集・提供

⑥ 相談体制の整備・強化

男女共同参画に関する各種相談窓口の連携を図るとともに、関係機関との連携を強化することで、相談対応機能を充実させ、人権、子育て、介護、DV等、男女共同参画に関する相談に適切に対応できる体制の整備・強化を進めます。

施 策 の 項 目
11. 男女共同参画に関する相談体制の整備・強化

2. 家庭における男女共同参画の実現

(1) 基本目標

家庭内での男女共同参画に関する意識の啓発に努めるとともに、育児及び介護に関する社会的支援の充実を図ります。また、DV（配偶者等からの暴力）の根絶に向けた被害者の相談・保護体制の充実及び自立に向けた支援等を行います。さらに、男女が生涯にわたり健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援を行います。

(2) 施策の方向

① 共に築く家庭生活への支援

家族がコミュニケーションを図ることにより、互いに理解を深め、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行うとともに、必要な知識及び技能習得の支援を行います。

施 策 の 項 目
12. 互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発
13. 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供

② 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児休業や年次有給休暇の取得率の向上に向けた啓発など、育児や子育てのしやすい環境の整備に努めるとともに、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、各種支援制度の充実を図ります。

また、介護保険制度の適切な運営に努め、利用者本位のサービスが実施されるよう努めるとともに、介護負担の軽減を図るため、介護サービス基盤の充実を推進します。

施 策 の 項 目
14. 子どもを産み育てやすい環境の充実
15. 介護を地域で支える制度及び体制の整備
16. 育児及び介護に関する情報の提供及び相談・支援体制の整備

③ DVの根絶

DV（配偶者等からの暴力）に関する知識の啓蒙、被害者からの相談体制の確立、被害者保護体制の充実、被害者の自立に向けた支援等の各種施策を関係機関と連携を図りながら協力して実施します。

施 策 の 項 目
17. 被害者の相談体制の確立及び保護体制の充実
18. 被害者の自立に向けた支援及び情報の提供

④ 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援

健康づくりを推進するため、日常生活において気軽に取り組むことのできる健康づくり活動の普及・啓発を行い、市民の健康増進を図ります。また、男女が生涯にわたり健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する相談・指導の活動を充実させるとともに、心の相談事業を実施するなど、心の健康づくりを推進します。さらに、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てなどのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援により、安心して子どもを産み育てることができる環境を創出します。

施 策 の 項 目
19. 生涯を通じた健康の保持及び増進の支援
20. ライフステージに応じた総合的な支援

3. 学校教育における男女共同参画の実現

(1) 基本目標

学校教育を通じ、児童生徒等の男女共同参画に関する理解の促進に努めます。また、人種や性別にとらわれることなく、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるよう、キャリア教育の推進を図ります。

(2) 施策の方向

① 男女共同参画に関する理解の促進

人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む教育・学習の一層の充実を図ります。また、教職員の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組を促進します。

施 策 の 項 目
21. 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営
22. 教職員の男女共同参画に関する理解の促進

② キャリア形成を支援する情報提供・意識の啓発

人種や性別にかかわらず、人や社会とかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、キャリア教育を推進し、児童生徒が将来の社会人としてより良い生き方を主体的に求めていく教育活動を展開します。

施 策 の 項 目
23. キャリア教育の推進

③ 健康のための教育の推進

児童生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図るとともに、児童生徒がそれぞれの健康及び性に関する正しい知識及び情報を身に付けられるよう、発達段階に応じた指導に取り組みます。また、性同一性障害や性的指向・性自認に関する悩みを抱える児童生徒に対し、適切かつきめ細かな対応を行います。

施 策 の 項 目
24. 児童生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実
25. 健康及び性に関する教育の充実

4. 職場における男女共同参画の実現

(1) 基本目標

職場における固定的な役割分担意識や働き方の見直しを促進するとともに、多様で柔軟な働き方を選択することができるような支援体制の整備及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識の啓発を進めます。

(2) 施策の方向

① 職場における女性の参画の促進

職場における男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、男女雇用機会均等法の理解及び遵守を促進します。また、女性の参画を促進する取組の普及啓発及び情報提供を行うとともに、各種ハラスメントの防止対策を促進します。

施 策 の 項 目
26. 男女雇用機会均等法、関係法令の周知徹底
27. ポジティブ・アクションの普及啓発及び情報提供
28. セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策の促進

② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を図るとともに、長時間労働の抑制、育児・介護休業の取得率向上など、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発を行い、男女が共に働きやすい環境整備の実現に努めます。

施 策 の 項 目
29. 育児・介護休業制度の普及拡充及び利用しやすい環境づくりの促進
30. ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
31. 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及促進

③ 職業能力開発の支援

職場における女性のキャリアアップや、就業に役立つスキルアップなどに向けた研修機会の確保など、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会の創出及び情報の提供を充実させます。また、出産、育児等により一旦仕事を離れた女性の再就職や、ひとり親家庭において子育てをする者の就業及び自立に向けた支援に取り組みます。

施 策 の 項 目
32. 職業能力開発の機会の創出及び情報の提供
33. 多様な勤務・就業形態の女性労働者の支援

5. 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現

(1) 基本目標

女性は、農林水産業・商工自営業の重要な担い手であることから、経営における方針決定過程への参画を促進するための啓発活動等を推進します。また、地域の創業支援体制の構築を図ることにより、男女を問わず働きやすい環境の整備を進めます。

(2) 施策の方向

① 経営への女性の参画促進

農林水産業・商工自営業の経営における方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発活動に努めます。また、農業分野における家族経営は、女性の役割が明確ではなく、仕事と家事の区別がつきにくいという、仕事の対価を受けにくい状況にあることから、家族経営協定の締結促進など、男女が対等な立場で快適に働くための意識啓発に努めます。

施 策 の 項 目
34. 女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援
35. 家族経営協定の普及・促進及び労働条件に関する意識啓発

② 創業支援の充実

創業支援事業計画に基づき、創業者のビジネスプランの作成やコミュニティビジネスへの支援を行うとともに、男性だけでなく女性も支援を受けやすい環境の整備に努めることにより、地域の創業支援体制の構築を図ります。

施 策 の 項 目
36. 創業者への総合的な支援

6. 地域における男女共同参画の実現

(1) 基本目標

人口減少、少子高齢化が進む中、重要な生活の場となる地域において、住民自治活動等をはじめとする地域づくり活動への女性の参画を支援します。また、年代、性別、障がいの有無、国籍等によって人権が侵害されることのないよう、男女共同参画の視点に立ち、市民が安心して生活を送ることができる社会づくりを進めます。

(2) 施策の方向

① 地域活動における男女共同参画の促進

住民が主体的・自主的に行う住民自治活動を支援するとともに、住民自治組織等の様々な地域活動の場へ、多様な年代の男女の参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。また、民間非営利活動団体（NPO）やまちづくり団体、企業等の社会貢献活動に対する情報提供や活動支援を推進します。

施 策 の 項 目
37. 住民自治活動等への参画促進のための環境の整備
38. NPO、まちづくり団体、企業等との連携及びその活動の支援

② 高齢者、障がい者、単身者等の自立支援

高齢者、障がい者、単身者等が、地域において経済的・社会的に自立した生活を安心して送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った生活環境の整備、就労の支援、地域活動の支援等を推進します。

施 策 の 項 目
39. 生活環境等のバリアフリー化の推進
40. 就労の支援
41. 仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり等活動の支援

③ 国際的な視野及び多文化共生の視点の確立

国際社会における男女共同参画の推進の動向及び取組について、情報の収集及び提供を行います。また、小・中学校の英語教育や国際理解教育の推進、日本語講座の充実など、多文化共生の社会づくりを推進します。

施 策 の 項 目
42. 男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供
43. 多文化共生に関する理解及び外国人の社会活動への参加の促進

7. 東日本大震災を教訓とした防災における男女共同参画の実現

(1) 基本目標

東日本大震災を教訓に、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立させ、今後の防災施策に反映させる必要があることから、防災分野において女性の意思及び意見を公正に反映できる体制づくりを図っていきます。

(2) 施策の方向

① 地域防災計画の策定など、意思決定の場における女性参画の推進

地域防災計画の策定等にあたり、国や県の基本計画を踏まえ、防災分野における女性参画の重要性を認識し、防災の政策・方針決定過程における女性の意思及び意見を公正に反映させるため、防災会議等への女性の登用を図ります。

施 策 の 項 目
44. 防災会議等への女性の登用の促進
45. 防災関係機関・団体との連携及び取組の強化

② 男女共同参画の視点での防災意識の啓発

東日本大震災を教訓として、男女共同参画の視点での防災に関する意識の啓発を行うことで地域防災力の向上に努めます。

施 策 の 項 目
46. 防災意識の啓発

男女共同参画の指標

男女共同参画の実現に向けた施策の進捗状況を把握するため、以下の指標を掲げ、本計画期間の最終年度にあたる 2025 年度の目標値の達成を目指します。

指標名	現況値	目標値 (2025 年度)
1. 社会全体における男女共同参画の実現		
審議会などへの女性委員の登用率	27.5% (平成 30 年度)	45.0%
角田市役所の管理職に占める女性の割合	21.4% (平成 30 年度)	25.0%
男女共同参画に関する講座・イベント等(DV 防 止関連を含む。)の開催回数	0 回 (平成 30 年度)	2 回
2. 家庭における男女共同参画の実現		
子育て支援の環境や支援に関して満足してい ると思う市民の割合	13.8% (満足 2.2+やや満足 11.6) (平成 30 年度)	30.0%
保育所入所待機児童数	18 人 (平成 30 年度)	0 人
ファミリーサポートセンター会員数	138 人 (平成 30 年度)	150 人
男女共同参画に関する講座・イベント等(DV 防 止関連を含む。)の開催回数【再掲】	0 回 (平成 30 年度)	2 回
ウォーキングイベントの参加人数	1,205 人 (平成 29 年度)	1,740 人
3. 学校教育における男女共同参画の実現		
不登校児童・生徒の割合	1.6% (平成 29 年度)	1.0%
4. 職場における男女共同参画の実現		
子育て支援の環境や支援に関して満足してい ると思う市民の割合【再掲】	13.8% (満足 2.2+やや満足 11.6) (平成 30 年度)	30.0%
保育所入所待機児童数【再掲】	18 人 (平成 30 年度)	0 人
ファミリーサポートセンター会員数【再掲】	138 人 (平成 30 年度)	150 人
角田市役所における男性職員の育児休業取得率	0.0% (平成 30 年度)	10.0%
5. 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現		
ビジネススクールの参加者に占める女性の割合	28.6% (平成 30 年度)	40.0%
6. 地域における男女共同参画の実現		
高齢者福祉活動団体数	82 団体 (平成 29 年度)	90 団体
バリアフリー化住宅改良支援件数	94 件 (平成 29 年度)	110 件
障がい者自立支援給付事業利用者数	627 人 (平成 29 年度)	630 人
7. 東日本大震災を教訓とした防災における男女共同参画の実現		
防災対策の市民満足度	61.8% (平成 26 年)	75.0%

第4章 推進体制

本計画を着実に推進していくため、市の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、市内の外部有識者等で構成される行政経営推進委員会において進行管理を行います。また、国、県、事業所、関係団体等との緊密な連携を図り、男女共同参画に関する施策を総合的に推進します。

1. 庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の各部署の横断的な連携・調整を図りながら、全庁的に取り組みます。

また、男女共同参画に関する施策を効果的に展開していくため、職員の男女共同参画に関する意識の啓発を推進するとともに、市民意識調査の実施等により関係情報の収集に努め、庁内での情報共有の徹底を図ります。

さらに、男女共同参画に関する相談等に対し適切に対応できるよう、庁内の各種相談窓口の連携を強化します。

2. 国、県との連携

必要な情報の収集や共催事業の実施など、国や県との連携を図ることにより、本計画に掲げる施策の効果的な実施に努めます。

3. 関係団体との連携及び協働

男女共同参画に関する活動を行っている各種団体の活動を支援するとともに、これらとの連携及び協働を推進します。

4. 市民及び事業者との連携

市民の意向や地域の特性を生かした男女共同参画行政を推進していくため、市民及び事業者に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

参考資料

- I. 新角田市男女共同参画計画検討委員会設置要綱
- II. 新角田市男女共同参画計画検討委員会委員名簿
- III. 角田市男女共同参画計画（第2次）策定経過
- IV. 男女共同参画社会基本法
- V. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- VI. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- VII. 男女共同参画に関する市民意識調査結果

I. 新角田市男女共同参画計画検討委員会設置要綱

平成23年角田市告示第29号

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会の形成及び推進のための基本計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を計画に反映するため、新角田市男女共同参画計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する検討を行い、計画の原案に対し助言及び提言を行うものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 男女共同参画社会の形成及び推進に熱意のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日角田市告示第42号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

II. 新角田市男女共同参画計画検討委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	毛利 良子	有限会社カナガミサプライズ 代表取締役
副委員長	日下 正則	社会福祉法人角田市社会福祉協議会 会長
委員	川上 朋子	NPO法人角田保育ママの会 理事長
//	岡田 和子	角田市社会教育委員
//	細川 和行	アルプスアルパイン株式会社 総務部角田総務課長
//	横山 康	角田市商工会青年部 部長
//	佐藤 雅和	J Aみやぎ仙南角田地区青年部 部長
//	佐野 清子	救急医療等連絡会 委員

III. 角田市男女共同参画計画(第2次)策定経過

年月日	会議などの開催状況	主な内容
平成30年 8月10日	第1回新角田市男女共同参画計画策定専門部会	男女共同参画計画策定等概要の説明及び市民意識調査内容の検討
8月30日	第1回新角田市男女共同参画計画検討委員会	男女共同参画計画策定等概要の説明及び市民意識調査内容について協議
9月21日 ～10月 8日	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	20歳以上の500人(無作為抽出)を対象に郵送による配布・回収
11月27日	第2回新角田市男女共同参画計画策定専門部会	男女共同参画計画見直し方針の検討
12月 4日	第2回新角田市男女共同参画計画検討委員会	男女共同参画計画見直し方針(案)について協議
平成31年 1月25日	第3回新角田市男女共同参画計画策定専門部会	角田市男女共同参画計画(第2次)に掲げる施策、指標等の検討
2月12日	第3回新角田市男女共同参画計画検討委員会	角田市男女共同参画計画(第2次)素案について協議
2月15日 ～3月16日	角田市男女共同参画計画(第2次)(案)に対するパブリックコメントの実施	市ホームページへの掲載及び企画財政課での閲覧による公表
3月29日	角田市男女共同参画計画(第2次)決定	

IV. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

V. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章保護命令（第十条―第二十二条）

第五章雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下 この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立て

により、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危

害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた

職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したとき

は、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の

交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。一第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等

をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者

暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

VI. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章総則（第一条—第四条）

第二章基本方針等（第五条・第六条）

第三章事業主行動計画等

第一節事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節特定事業主行動計画（第十五条）

第四節女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場にお

ける慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働

大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検 討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

VII. 男女共同参画に関する市民意識調査結果

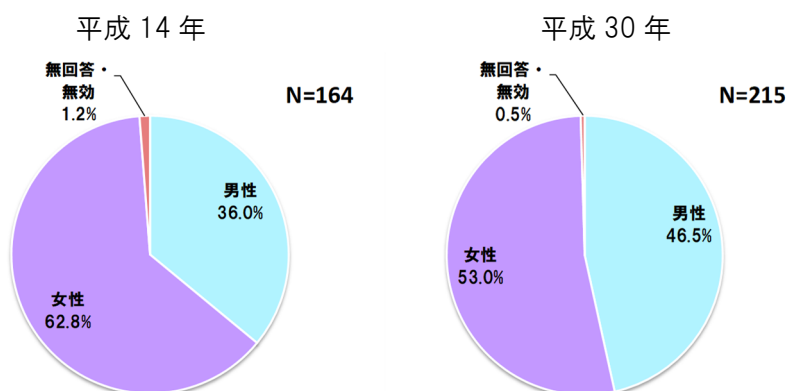
＜男女共同参画に関する市民意識調査の概要＞

年次	対象者	有効回答数	回収率	方法
平成 30 年	20 歳以上の 市民 500 人 (無作為抽出)	215 通	43.0%	郵送による配 布・回収
平成 14 年	20 歳以上の 市民 250 人 (無作為抽出)	164 通	65.6%	配布：区長配布 回収：郵送によ る回収

回答者自身と家族について

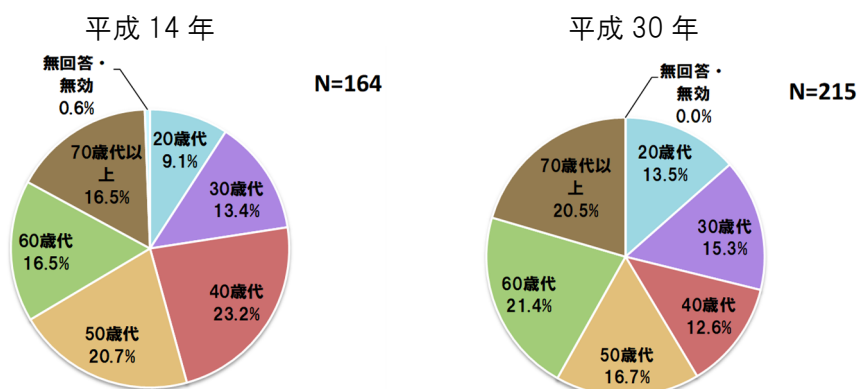
問 1 あなたの性別は？

- 平成 14 年では「男性」が 36.0%、「女性」が 62.8%となっており、平成 30 年では「男性」が 46.5%、「女性」が 53.0%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「男性」よりも「女性」の割合が高いことには変わりはありませんが、「男性」の割合は増加しています。



問 2 あなたの年齢は？

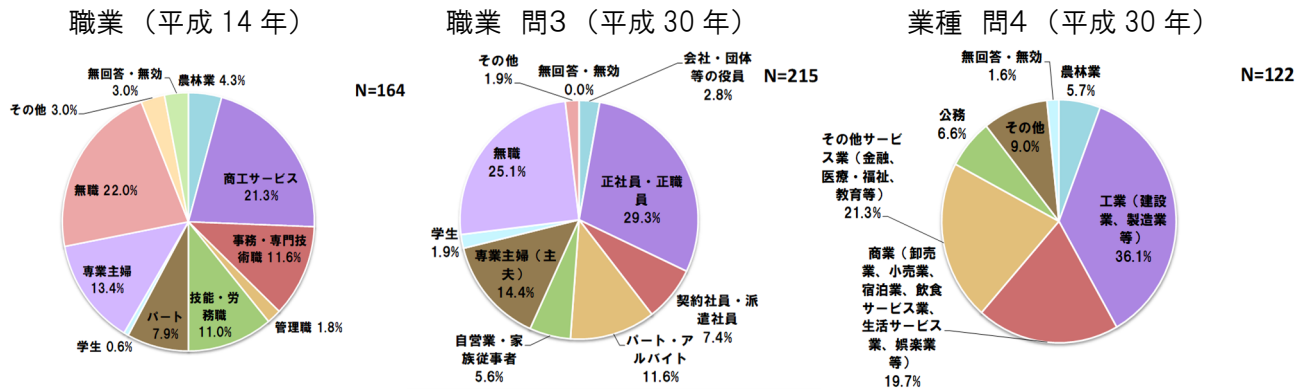
- 平成 14 年では「40 歳代」が 23.2%で最も高く、次いで「50 歳代」が 20.7%、「60 歳代」と「70 歳代以上」が 16.5%となっています。平成 30 年では「60 歳代」が 21.4%と最も高く、次いで「70 歳代以上」が 20.5%、「50 歳代」が 16.7%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、平成 14 年は 40～50 歳代の割合が高かったのに対し、平成 30 年は 60 歳代以上の割合が高くなっています。



問3 あなたの職業は？

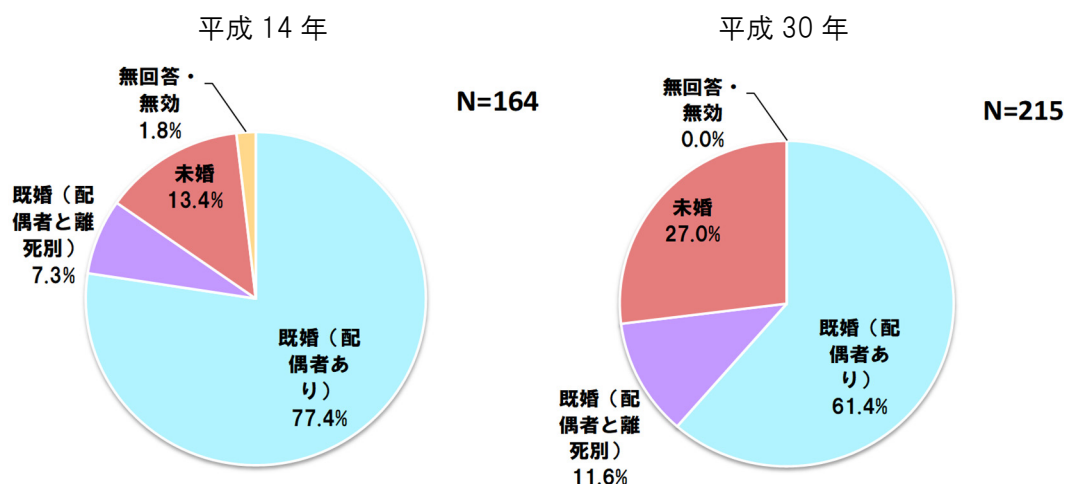
問4 問3で「会社・団体等の役員」、「正社員・正職員」、「契約社員・派遣社員」、「パート・アルバイト」、「自営業・家族従事者」と答えた方におたずねします。あなたの職業の業種は？

- 職業については、平成14年では「無職」が22.0%で最も高く、次いで「商工サービス」が21.3%、「専業主婦」が13.4%となっています。平成30年では「正社員・正職員」が29.3%で最も高く、次いで「無職」が25.1%、「専業主婦(主夫)」が14.4%となっています。また、業種については、平成30年では「工業」が36.1%で最も高く、次いで「その他サービス業」が21.3%、「商業」が19.7%となっています。



問5 あなたは結婚されていますか。

- 平成14年では「既婚(配偶者あり)」が77.4%で最も高く、次いで「未婚」が13.4%、「既婚(配偶者と離死別)」が7.3%となっています。平成30年では「既婚(配偶者あり)」が61.4%で最も高く、次いで「未婚」が27.0%、「既婚(配偶者と離死別)」が11.6%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「既婚(配偶者あり)」と「既婚(配偶者と離死別)」を合算した割合は、平成14年では8割以上でしたが、平成30年では約7割と減少しており、「未婚」の割合が増加しています。



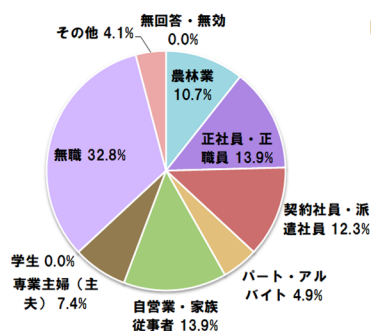
問6 問5で「既婚（配偶者あり）」と答えた方におたずねします配偶者の職業と業種は？

1. 職業は？

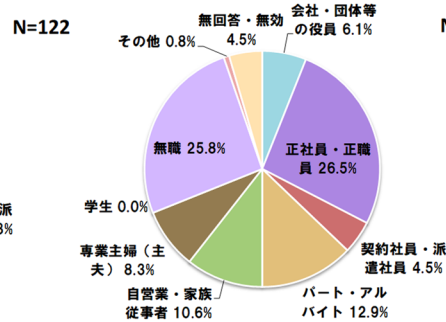
2. 1で「会社・団体等の役員」、「正社員・正職員」、「契約社員・派遣社員」、「パート・アルバイト」、「自営業・家族従事者」と答えた方におたずねします。業種は？

- 職業については、平成 14 年では「無職」が 32.8%で最も高く、次いで「正社員・正職員」と「自営業・家族従事者」が 13.9%、「契約社員・派遣社員」が 12.3%となっています。平成 30 年では「正社員・正職員」が 26.5%で最も高く、次いで「無職」が 25.8%、「パート・アルバイト」が 12.9%となっています。また、業種については、平成 30 年では「工業」が 43.8%で最も高く、次いで「商業」と「その他サービス業」が 15.0%となっています。
- 職業について、平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「契約社員・派遣社員」、「自営業・家族従事者」、「無職」の割合が減少しており、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト」、「専業主婦（主夫）」の割合が増加しています。

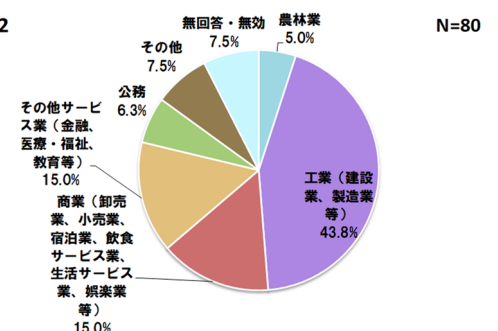
職業（平成 14 年）



職業 問6-1（平成 30 年）



業種 問6-2（平成 30 年）

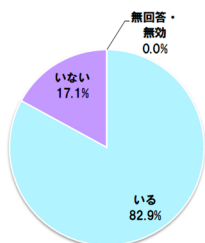


問7 お子さんはいますか。いらっしゃる場合は人数、一番年下のお子さんの年齢を記入していただき、構成について該当するものを1つ選び、○をつけてください。

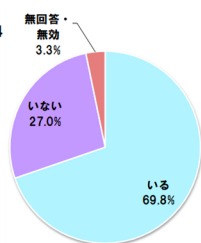
- 平成 14 年では、子どもが「いる」と回答した割合は 82.9%で、そのうち「男だけ」が 28.7%、「女だけ」が 19.9%、「両方」が 51.5%となっています。平成 30 年では、子どもが「いる」と回答した割合は 69.8%で、そのうち「男だけ」が 27.3%、「女だけ」が 20.7%、「両方」が 42.0%となっています。また、一番年下のお子さんの年齢は 26 歳以上を除くと、「0～5 歳」が 9.3%で最も高く、次いで「6～12 歳」が 8.7%、「16～18 歳」が 8.0%となっています。

子どもの有無

平成 14 年

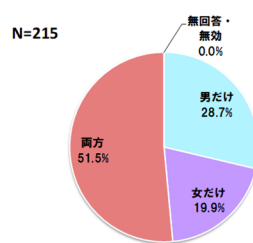


平成 30 年

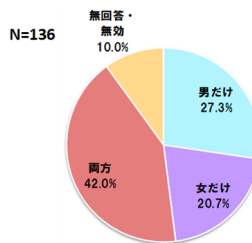


子どもの構成

平成 14 年

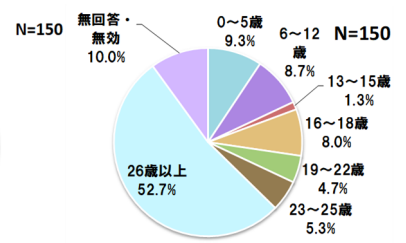


平成 30 年



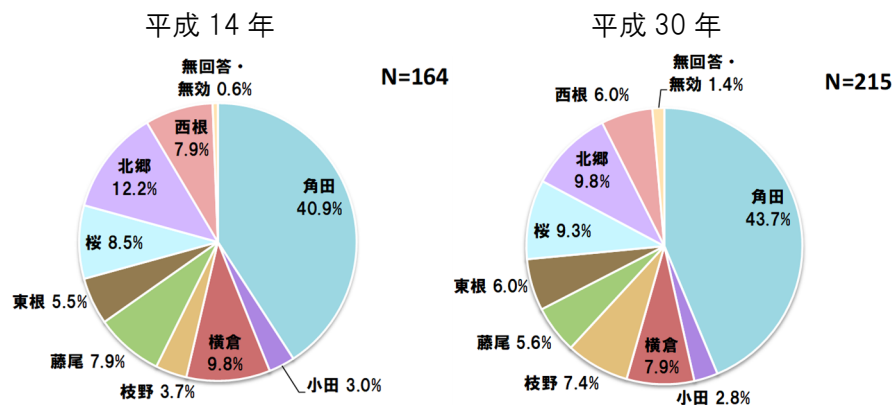
子どもの年齢

平成 30 年



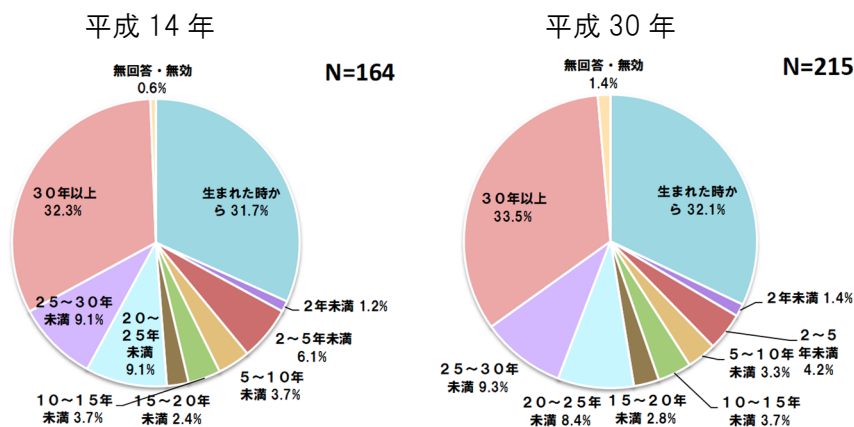
問8 あなたのお住まいの地区は？

- 平成 14 年では「角田」地区が 40.9%で最も高く、次いで「北郷」地区が 12.2%、「横倉」地区が 9.8%となっています。平成 30 年では「角田」地区が 43.7%で最も高く、次いで「北郷」地区が 9.8%、「桜」地区が 9.3%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「角田」地区の割合が高いことに変わりはありませんが、「枝野」地区、「東根」地区、「桜」地区の割合が増加しています。



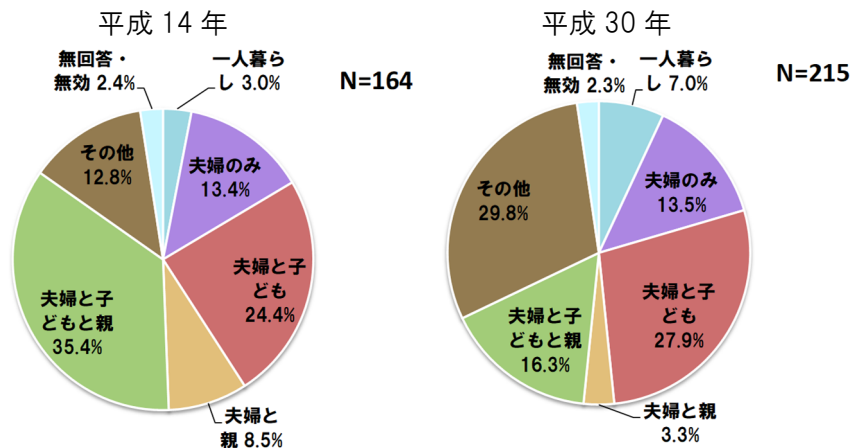
問9 角田市での居住年数は？

- 平成 14 年では「30 年以上」が 32.3%で最も高く、次いで「生まれた時から」が 31.7%、「20～25 年未満」と「25～30 年未満」が 9.1%となっています。平成 30 年では「30 年以上」が 33.5%で最も高く、次いで「生まれた時から」が 32.1%、「25～30 年未満」が 9.3%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、割合に大きな変化は見られませんでした。



問10 現在、一緒に住んでいるご家族は？

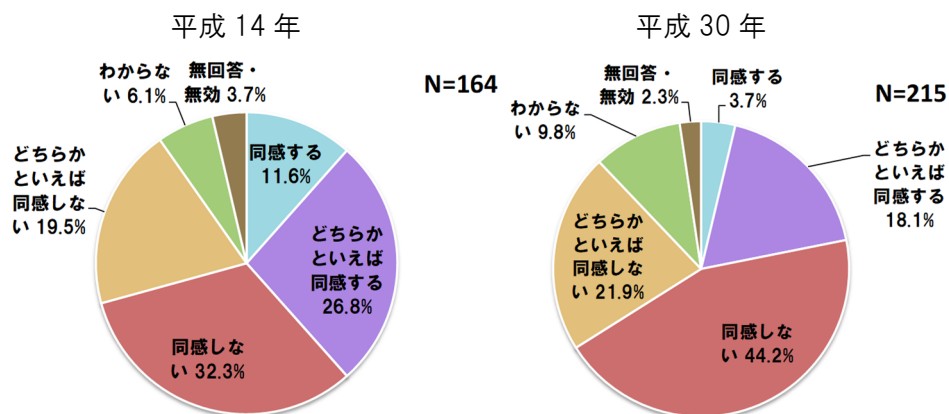
- 平成14年では「夫婦と子どもと親」が35.4%で最も高く、次いで「夫婦と子ども」が24.4%、「夫婦のみ」が13.4%となっています。平成30年では、「その他」が29.8%で最も高く、次いで「夫婦と子ども」が27.9%、「夫婦と子どもと親」が16.3%となっています。
- 「その他」の内訳は、主に「自分と親」、「自分と子ども」、「兄弟・姉妹と同居」、「孫と同居」となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「夫婦と子どもと親」、「夫婦と親」の割合が減少しており、「一人暮らし」、「夫婦と子ども」、「その他」の割合が増加しています。



男女平等について

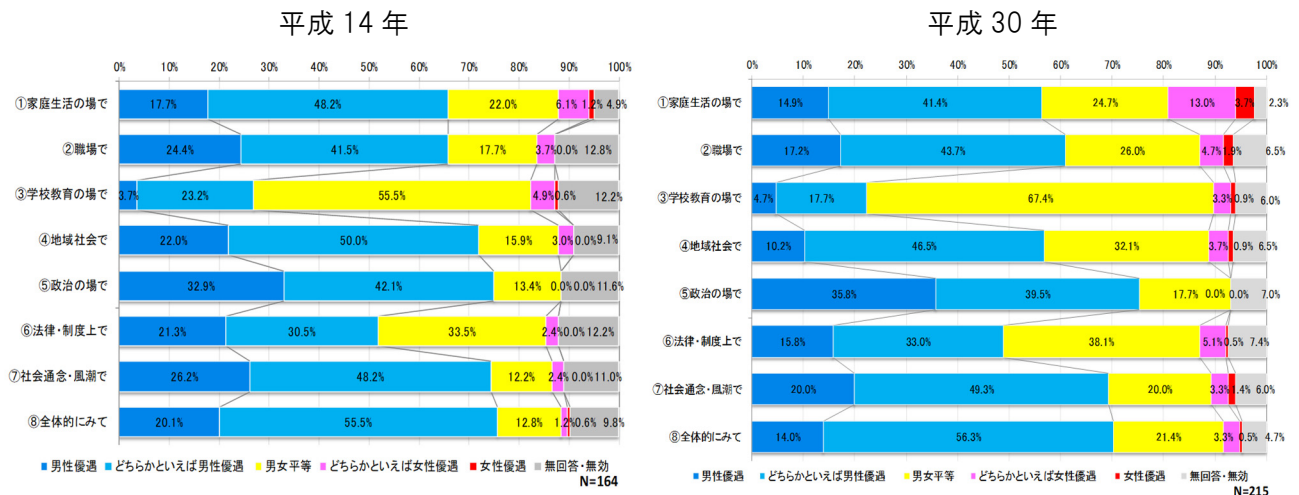
問11 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますがあなたはどのように思いますか。該当するものを1つ選び、○を付けてください。

- 平成14年では「同感しない」が32.3%で最も高く、次いで「どちらかといえば同感する」が26.8%、「どちらかといえば同感しない」が19.5%となっています。平成30年では「同感しない」が44.2%で最も高く、次いで「どちらかといえば同感しない」が21.9%、「どちらかといえば同感する」が18.1%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「同感する」、「どちらかといえば同感する」の割合が減少しており、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」の割合が増加しています。



問 1 2 あなたは次の①～⑧の分野で、男女平等がどの程度実現されていると思いますか。それぞれの分野ごとに該当するものを1つ選び、○をつけてください。

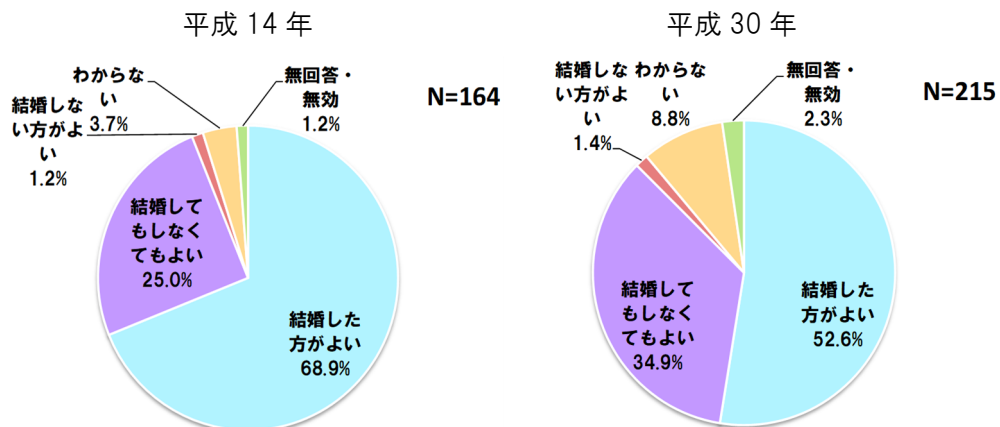
- 平成 14 年では「男女平等」であると回答した割合が最も高いのは「③学校教育の場で」の 55.5%、次いで「⑥法律・制度上で」の 33.5%となっています。平成 30 年では「③学校教育の場で」の 67.4%が最も高く、次いで「⑥法律・制度上で」が 38.1%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、全ての分野において「男女平等」であると回答した割合が増加しています。



結婚について

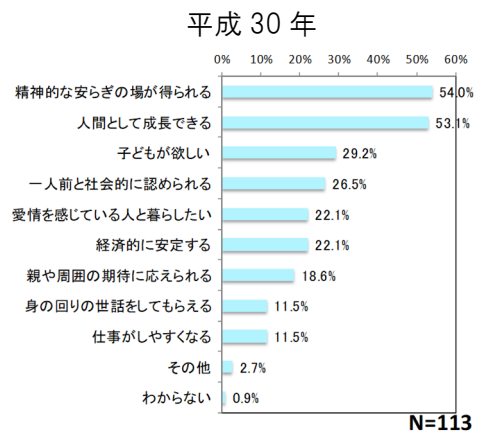
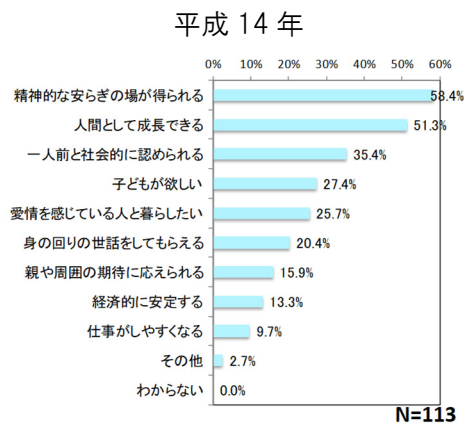
問 1 3 結婚に関していろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「結婚した方がよい」が 68.9%で最も高く、次いで「結婚してもしなくてもよい」が 25.0%となっています。平成 30 年では「結婚した方がよい」が 52.6%で最も高く、次いで「結婚してもしなくてもよい」が 34.9%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「結婚した方がよい」の割合が減少しており、「結婚してもしなくてもよい」の割合が増加しています。



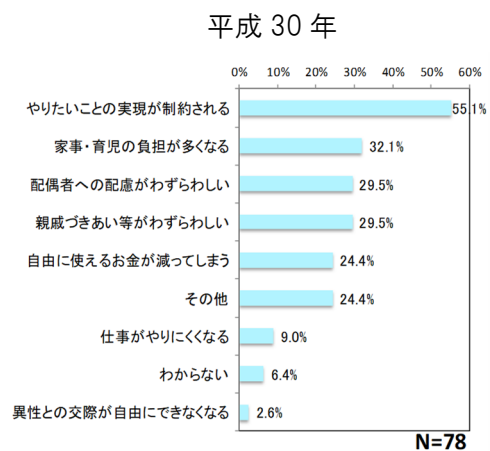
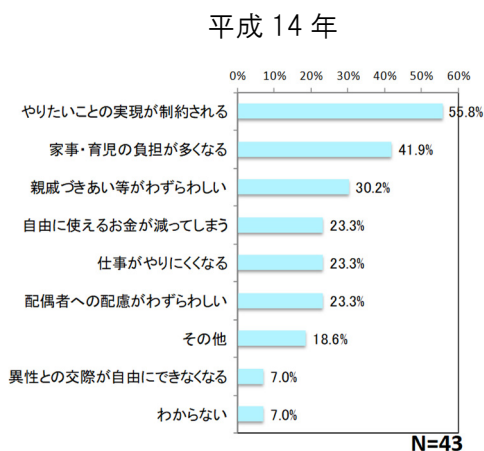
問14 問13で「結婚した方がよい」と答えた方のみお答えください。そう思う理由は何ですか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

- 平成14年では「精神的な安らぎの場が得られる」が58.4%で最も高く、次いで「人間として成長できる」が51.3%、「一人前と社会的に認められる」が35.4%となっています。平成30年では「精神的な安らぎの場が得られる」が54.0%で最も高く、次いで「人間として成長できる」が53.1%、「子どもが欲しい」が29.2%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「一人前と社会的に認められる」、「愛情を感じている人と暮らしたい」などの割合が減少しており、「人間として成長できる」、「子どもが欲しい」、「経済的に安定する」などの割合が増加しています。



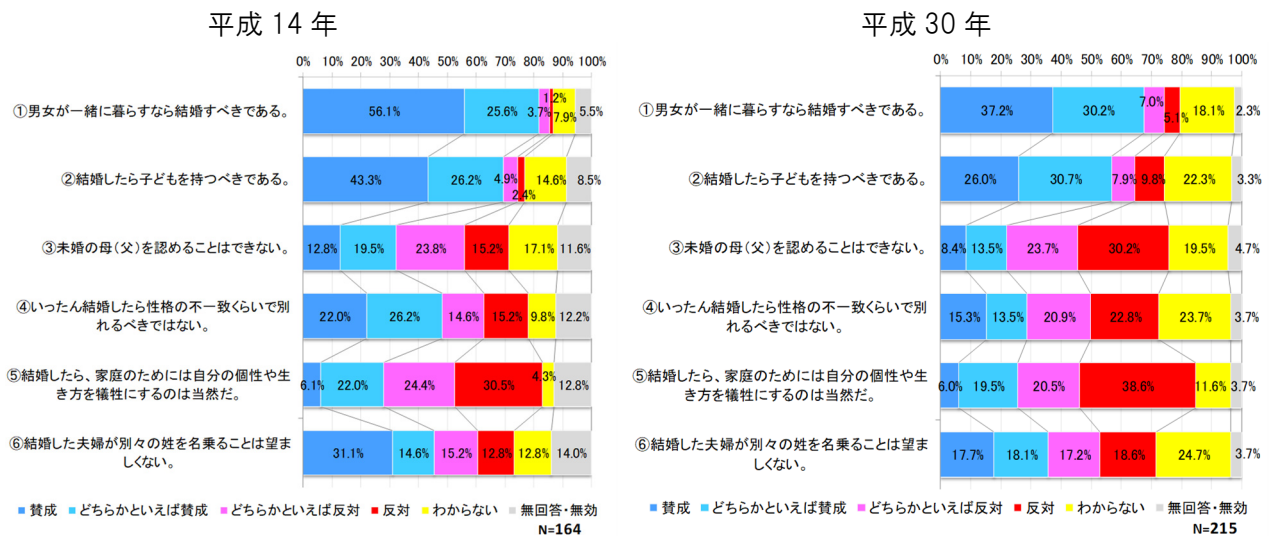
問15 問13で「結婚してもしなくてもよい」または「結婚しない方がよい」と答えた方のみお答えください。そう思う理由は何ですか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

- 平成14年では「やりたいことの実現が制約される」が55.8%で最も高く、次いで「家事・育児の負担が多くなる」が41.9%、「親戚づきあい等がわずらわしい」が30.2%となっています。平成30年では「やりたいことの実現が制約される」が55.1%で最も高く、次いで「家事・育児の負担が多くなる」が32.1%、「配偶者への配慮がわずらわしい」、「親戚づきあい等がわずらわしい」が29.5%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「家事・育児の負担が多くなる」、「仕事がやりにくくなる」などの割合が減少しており、「配偶者への配慮がわずらわしい」などの割合が増加しています。



問16 次の①～⑥のそれぞれの項目について、どうお考えですか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

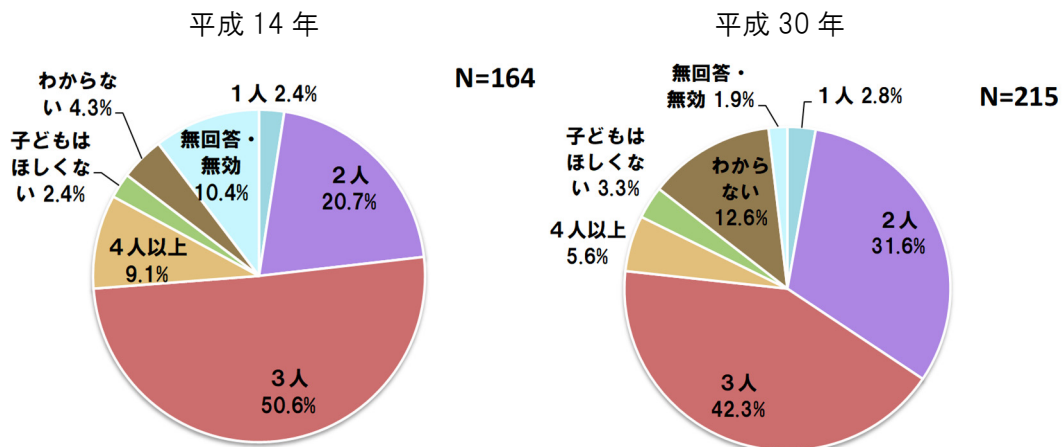
- 平成14年では「賛成」と回答した割合が最も高いのは「①男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである。」の56.1%、次いで「②結婚したら子どもを持つべきである。」が43.3%、「⑥結婚した夫婦が別々の姓を名乗ることは望ましくない。」が31.1%となっています。平成30年では「①男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである。」の37.2%が最も高く、次いで「②結婚したら子どもを持つべきである。」が26.0%、「⑥結婚した夫婦が別々の姓を名乗ることは望ましくない。」が17.7%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合算した割合は、すべての項目で減少しています。



子育てについて

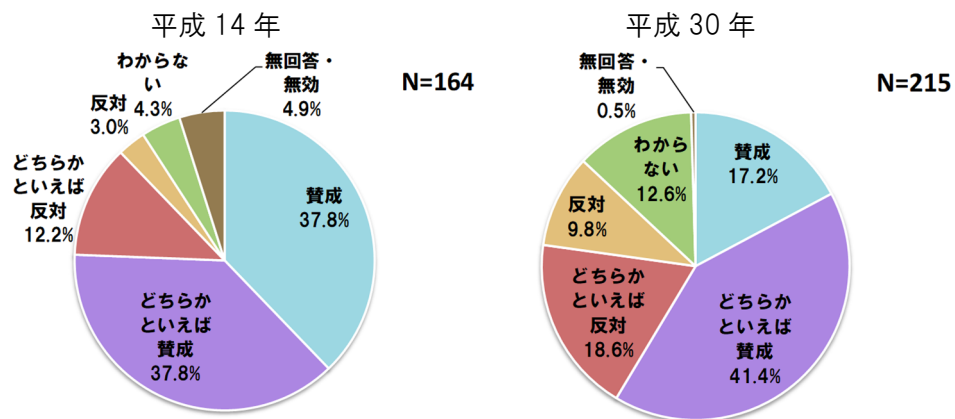
問17 あなたは、お子さんは何人くらいほしいですか。あるいは何人いたらよかったと思いますか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成14年では「3人」が50.6%で最も高く、次いで「2人」が20.7%となっています。平成30年では「3人」が42.3%で最も高く、次いで「2人」が31.6%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「3人」、「4人以上」の割合が減少しており、「1人」、「2人」、「子どもはほしくない」の割合が増加しています。



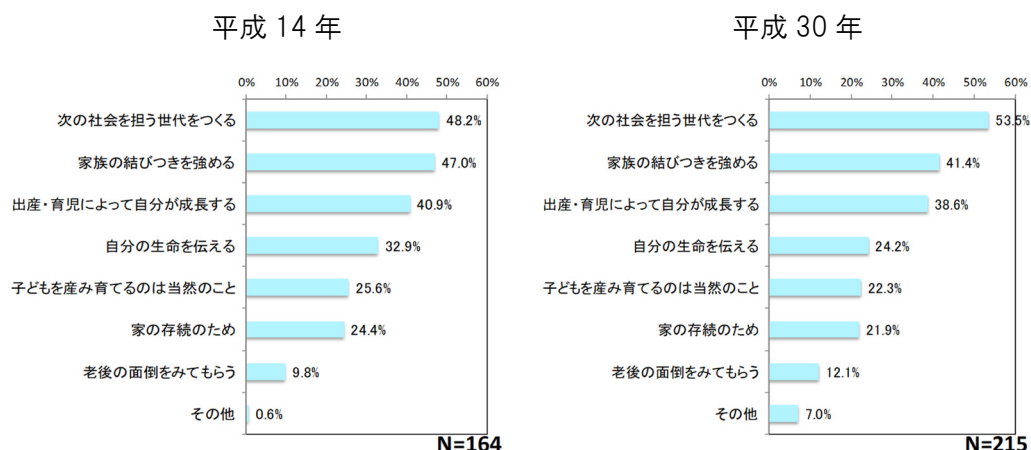
**問18 女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」という育て方についてどう思いますか。
該当するものを1つ選び、○をつけてください。**

- 平成14年では「賛成」と「どちらかといえば賛成」が37.8%で最も高く、次いで「どちらかといえば反対」が12.2%となっています。平成30年では「どちらかといえば賛成」が41.4%で最も高く、次いで「どちらかといえば反対」が18.6%、「賛成」が17.2%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「賛成」の割合が大きく減少しており、「反対」、「どちらかといえば反対」などの割合が増加しています。



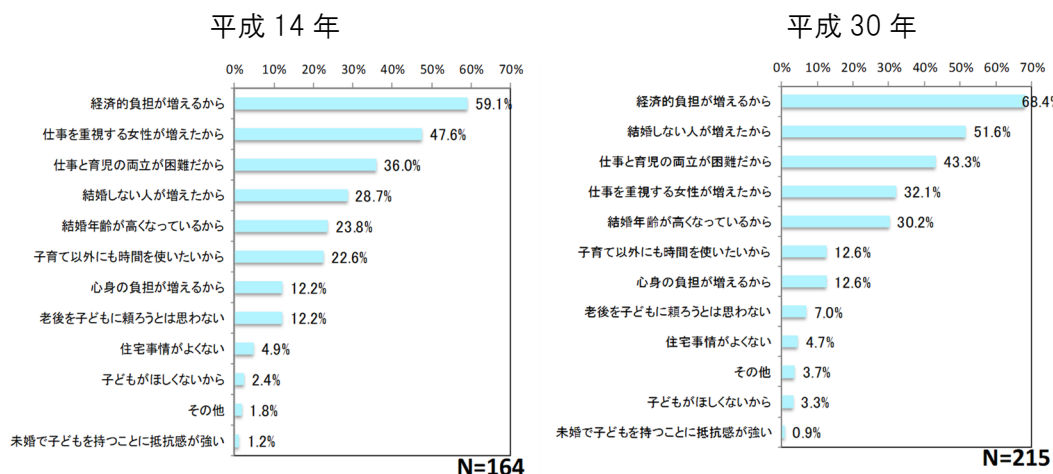
**問19 あなたにとって、子どもを産み育てるということとはどのような意味を持っていますか。
該当するものを3つまで選び、○をつけてください。**

- 平成14年では「次の社会を担う世代をつくる」が48.2%で最も高く、次いで「家族の結びつきを強める」が47.0%、「出産・育児によって自分が成長する」が40.9%となっています。平成30年では「次の社会を担う世代をつくる」が53.5%と最も高く、次いで「家族の結びつきを強める」が41.4%、「出産・育児によって自分が成長する」が38.6%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「家族の結びつきを強める」、「自分の生命を伝える」などの割合が減少しており、「次の社会を担う世代をつくる」、「老後の面倒をみてもらう」の割合が増加しています。



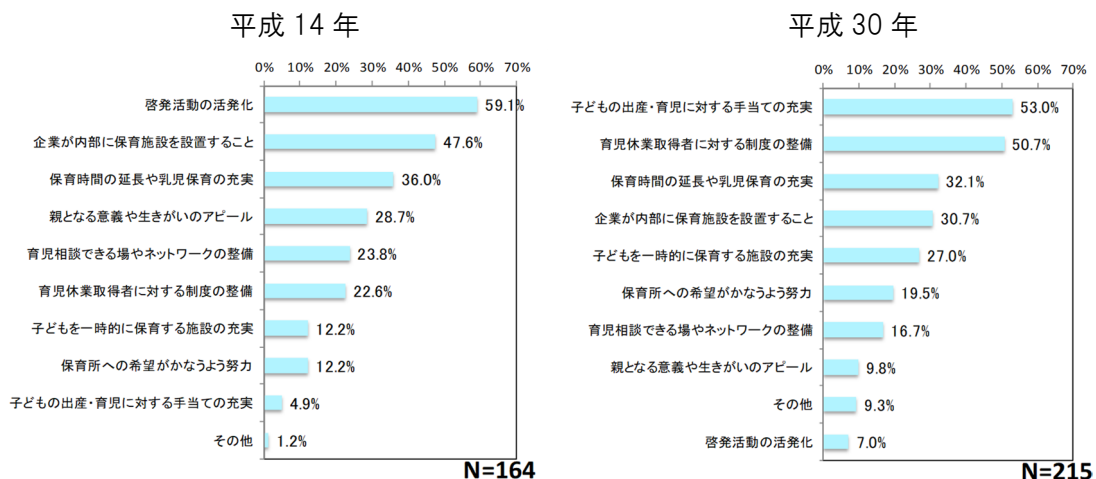
問 2 0 近年、少子化傾向にあります。あなたはその理由を何だと思いませんか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「経済的負担が増えるから」が 59.1%で最も高く、次いで「仕事を重視する女性が増えたから」が 47.6%、「仕事と育児の両立が困難だから」が 36.0%となっています。平成 30 年では「経済的負担が増えるから」が 68.4%で最も高く、次いで「結婚しない人が増えたから」が 51.6%、「仕事と育児の両立が困難だから」が 43.3%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「仕事を重視する女性が増えたから」、「子育て以外にも時間を使いたいから」などの割合が減少しており、「経済的負担が増えるから」、「結婚しない人が増えたから」などの割合が増加しています。



問 2 1 あなたは、子どもを産み育てやすい環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「啓発活動の活発化」が 59.1%で最も高く、次いで「企業が内部に保育施設を設置すること」が 47.6%、「保育時間の延長や乳児保育の充実」が 36.0%となっています。平成 30 年では「子どもの出産・育児に対する手当の充実」が 53.0%で最も高く、次いで「育児休業取得者に対する制度の整備」が 50.7%、「保育時間の延長や乳児保育の充実」が 32.1%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、平成 14 年では最も割合が高かった「啓発活動の活発化」が、平成 30 年では最も割合が低くなっています。また、平成 14 年では二番目に割合が低かった「子どもの出産・育児に対する手当の充実」が、平成 30 年では最も割合が高くなっています。

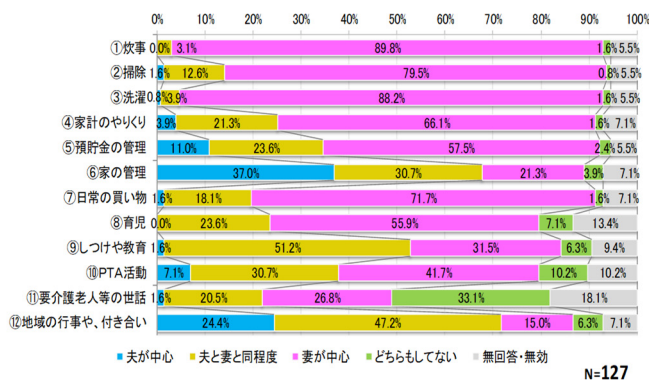


家庭生活について

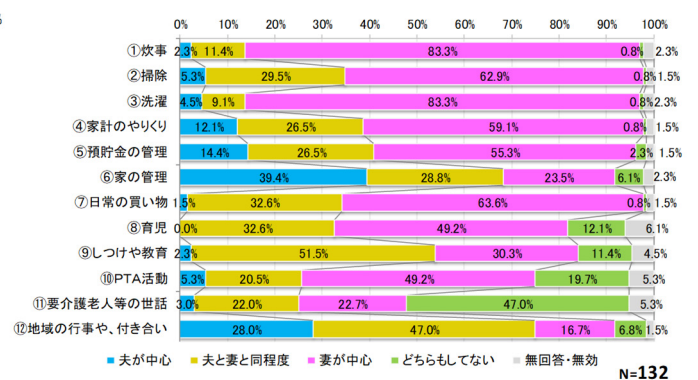
問 2 2 結婚されている方におたずねします。あなたの家庭では次の項目について、夫婦で実際にどのように分担されていますか。①～⑫のそれぞれの項目で該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「妻が中心」と回答した割合が最も高いのは「①炊事」の 89.8%、次いで「③洗濯」が 88.2%、「②掃除」が 79.5%となっています。平成 30 年では「①炊事」、「③洗濯」の 83.3%が最も高く、次いで「⑦日常の買い物」が 63.6%、「②掃除」が 62.9%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「妻が中心」の割合が「①炊事」、「②掃除」、「③洗濯」、「⑧育児」等では減少しており、「⑤家の管理」、「⑩PTA 活動」、「⑫地域の行事や、付き合い」では増加しています。

平成 14 年



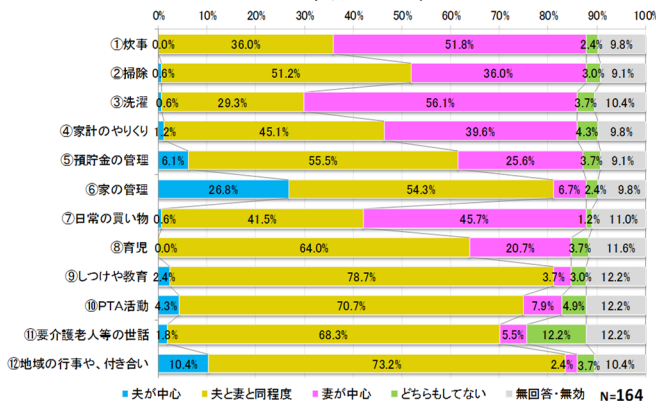
平成 30 年



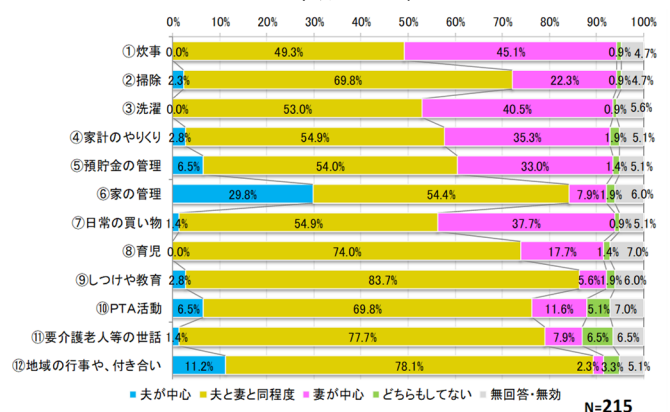
問 2 3 すべての方におたずねします。あなたは次の項目について、夫婦でどのように分担するのが理想だと思いますか。①～⑫のそれぞれの項目で該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「妻が中心」の割合が高い項目は「③洗濯」(56.1%)、「①炊事」(51.8%)、「⑦日常の買い物」(45.7%)となっています。平成 30 年では「妻が中心」の割合が高い項目は「①炊事」(45.1%)、「③洗濯」(40.5%)、「⑦日常の買い物」(37.7%)となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「①炊事」、「②掃除」、「③洗濯」等で「夫と妻と同程度」の割合が増加しています。

平成 14 年



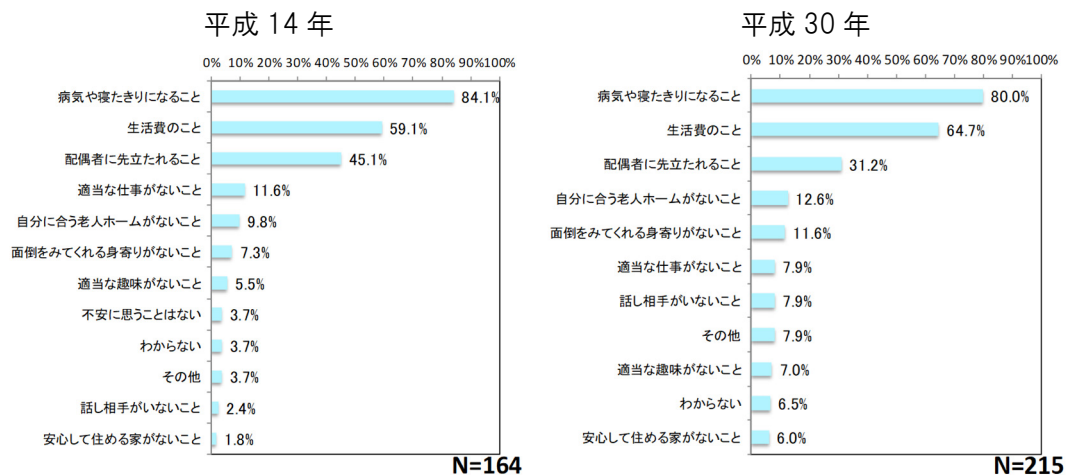
平成 30 年



老後の生活について

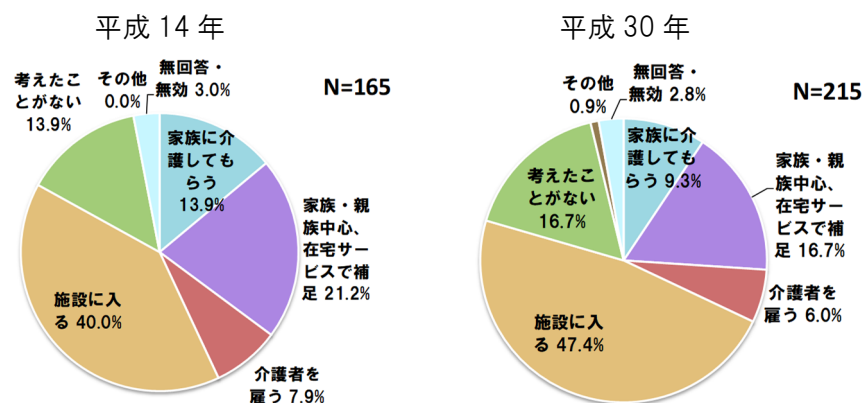
問 2 4 あなたご自身の老後についておたずねします。老後の生活で不安に思うことは何ですか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「病気や寝たきりになること」が 84.1%で最も高く、次いで「生活費のこと」が 59.1%、「配偶者に先立たれること」が 45.1%となっています。平成 30 年では「病気や寝たきりになること」が 80.0%で最も高く、次いで「生活費のこと」が 64.7%、「配偶者に先立たれること」が 31.2%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「病気や寝たきりになること」、「配偶者に先立たれること」などの割合が減少しており、「生活費のこと」、「自分に合う老人ホームがないこと」などの割合が増加しています。



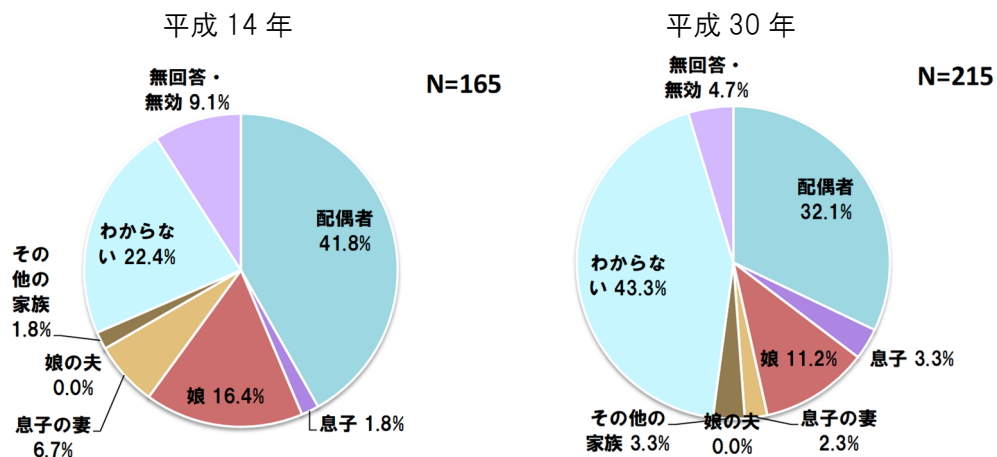
問 2 5 高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増えてきていますが、あなたがもし介護が必要になった場合は、どのようにしたいと思いますか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「施設に入る」が 40.0%で最も高く、次いで「家族・親族中心、在宅サービスで補足」が 21.2%、「家族に介護してもら」が 13.9%となっています。平成 30 年では「施設に入る」が 47.4%で最も高く、次いで「家族・親族中心、在宅サービスで補足」が 16.7%、「考えたことがない」が 16.7%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「家族・親族中心、在宅サービスで補足」、「家族に介護してもら」、「介護者を雇う」の割合が減少しており、「施設に入る」、「考えたことがない」の割合が増加しています。



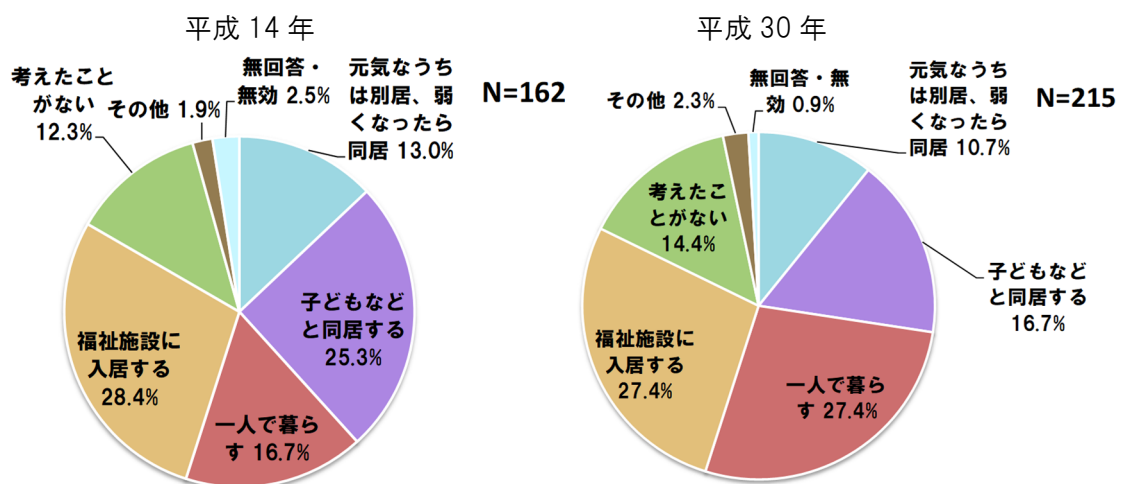
問 2 6 家族のどなたに介護してもらいたいですか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「配偶者」が 41.8%で最も高く、次いで「わからない」が 22.4%、「娘」が 16.4%となっています。平成 30 年では「わからない」が 43.3%で最も高く、次いで「配偶者」が 32.1%、「娘」が 11.2%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「配偶者」や「娘」などの割合が減少しており、主に「わからない」の割合が大きく増加しています。



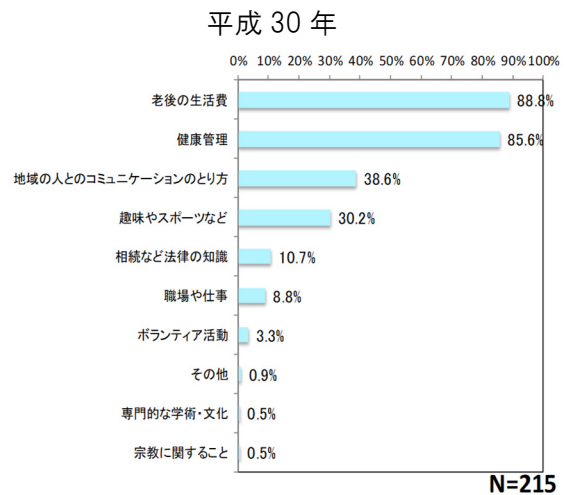
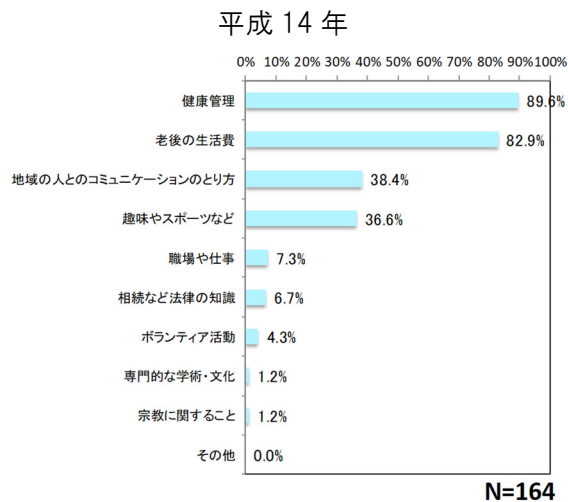
問 2 7 あなたが老後一人になったとき、どのような暮らしがしたいと思いますか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「福祉施設に入居する」が 28.4%で最も高く、次いで「子どもなど同居する」が 25.3%、「一人で暮らす」が 16.7%となっています。平成 30 年では「福祉施設に入居する」、「一人で暮らす」が 27.4%で最も高く、次いで「子どもなど同居する」が 16.7%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、主に「子どもなど同居する」の割合が減少しており、「一人で暮らす」の割合が大きく増加しています。



問 2 8 あなたは、老後の生活に備えておくべきことは何だと思いますか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

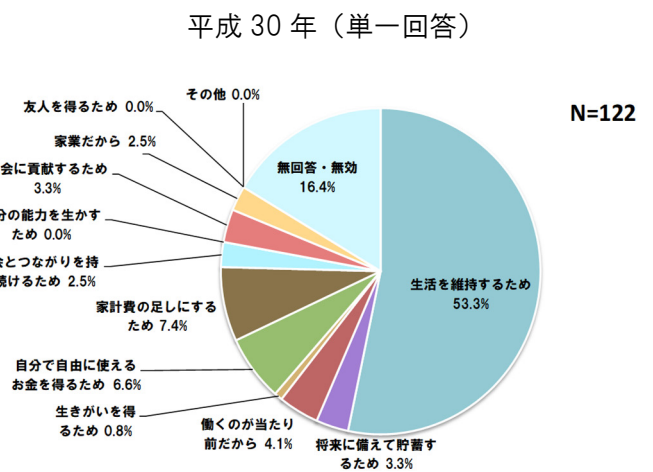
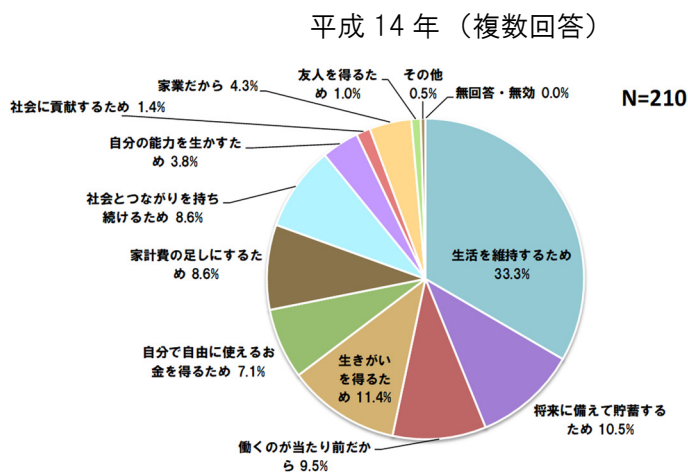
- 平成 14 年では「健康管理」が 89.6%で最も高く、次いで「老後の生活費」が 82.9%、「地域の人とのコミュニケーションのとり方」が 38.4%となっています。平成 30 年では「老後の生活費」が 88.8%で最も高く、次いで「健康管理」が 85.6%、「地域の人とのコミュニケーションのとり方」が 38.6%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、多少の順位の変動はあるものの、割合に大きな変化は見られませんでした。



仕事について

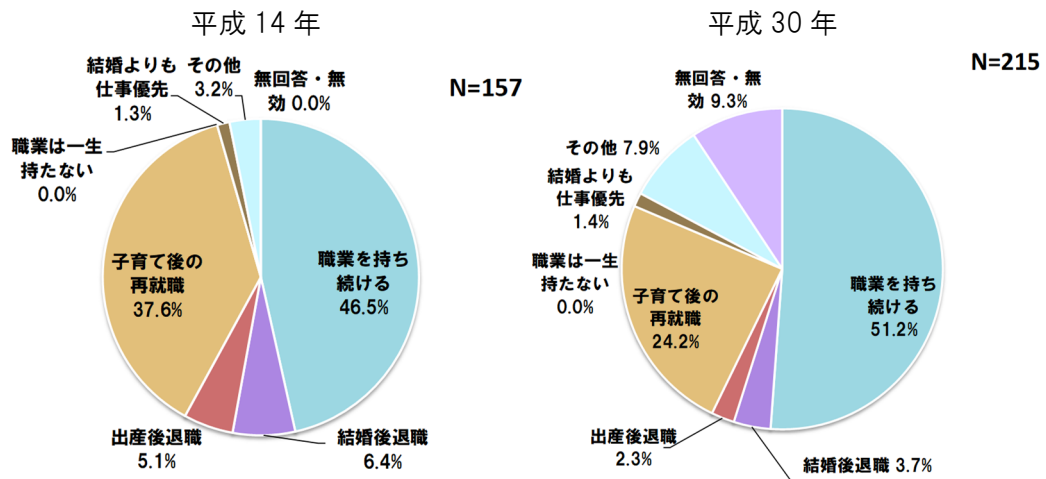
問 2 9 仕事に就いている方におたずねします。あなたが仕事をしている理由は何ですか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「生活を維持するため」が 33.3%で最も高く、次いで「生きがいを得るため」が 11.4%、「将来に備えて貯蓄するため」が 10.5%となっています。平成 30 年では「生活を維持するため」が 53.3%で最も高く、「無回答・無効」を除くと、次いで「家計費の足しにするため」が 7.4%となっています。



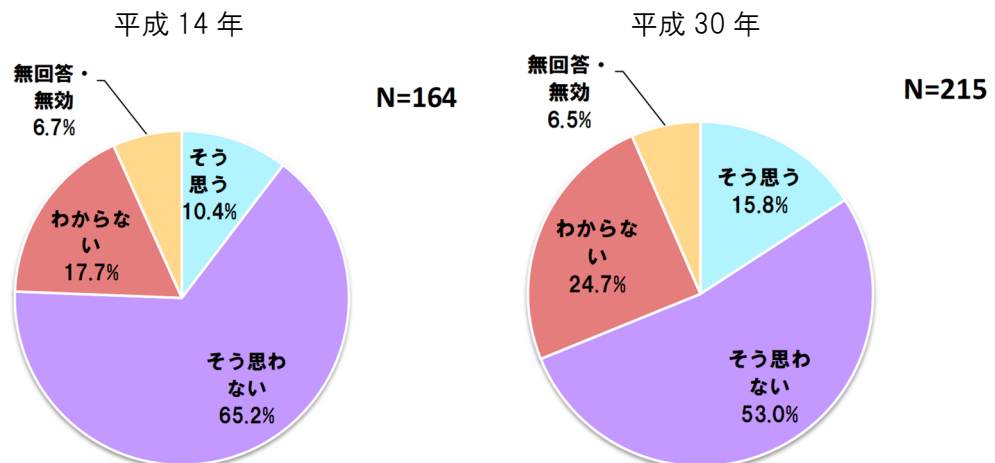
問30 女性の就業のあり方について、どう思いますか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成14年では「職業を持ち続ける」が46.5%で最も高く、次いで「子育て後の再就職」が37.6%となっています。平成30年では「職業を持ち続ける」が51.2%で最も高く、次いで「子育て後の再就職」が24.2%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「子育て後の再就職」、「結婚後退職」、「出産後退職」の割合が減少しており、「職業を持ち続ける」の割合が増加しています。



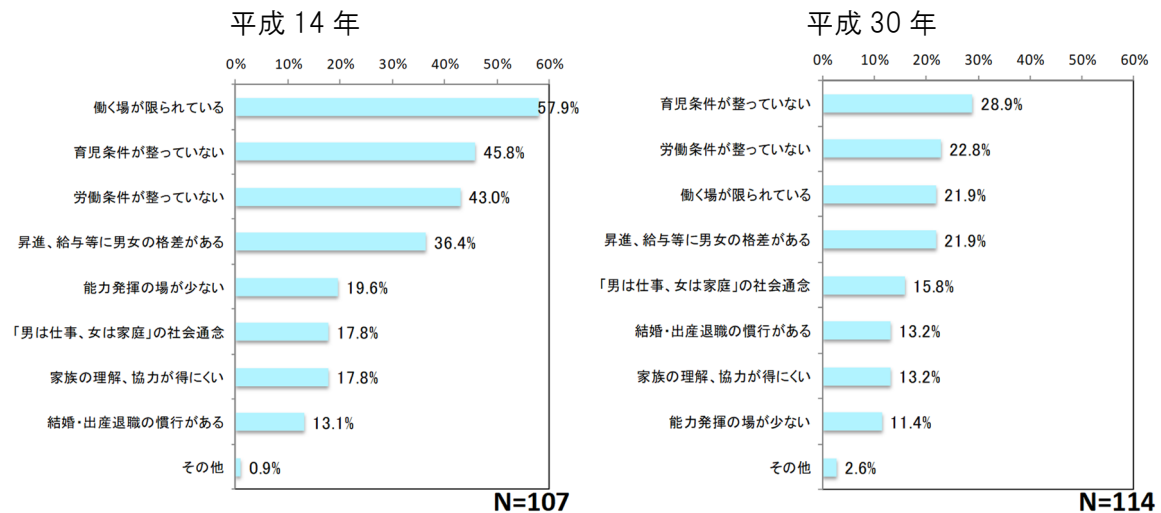
問31 全般的にみてあなたは、現在の女性は働きやすい状況にあると思いますか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成14年では「そう思わない」が65.2%、「そう思う」が10.4%となっています。平成30年では「そう思わない」が53.0%、「そう思う」が15.8%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、「そう思わない」の割合が減少しており、「そう思う」の割合が増加しています。



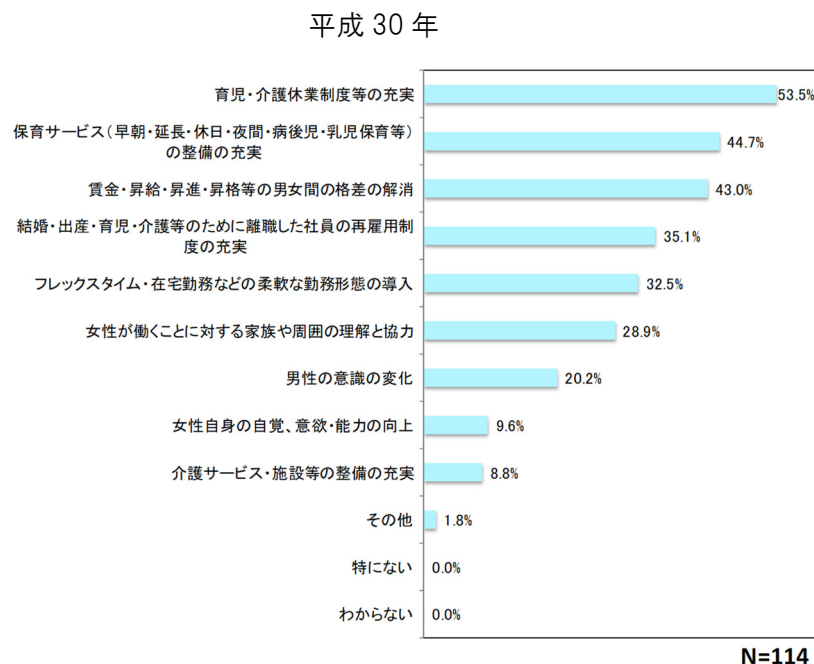
問32 問31で「そう思わない」と答えた方におたずねします。現在の女性が働きにくい状況にあると思う理由は何ですか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

- 平成14年では「働く場が限られている」が57.9%で最も高く、次いで「育児条件が整っていない」が45.8%、「労働条件が整っていない」が43.0%となっています。平成30年では「育児条件が整っていない」が28.9%で最も高く、次いで「労働条件が整っていない」が22.8%、「働く場が限られている」、「昇進、給与等に男女の格差がある」が21.9%となっています。
- 平成14年と平成30年の結果を比較すると、順位の変動はあるものの、上位の項目に変わりはありませんが、その割合が減少しています。



問33 女性が長く働き続けるためにはどのようなことが特に重要だと思いますか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

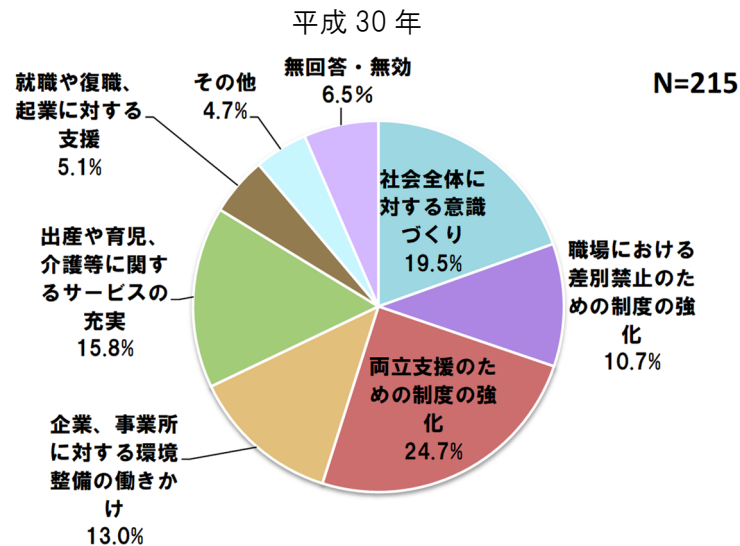
- 「育児・介護休業制度等の充実」が53.5%で最も高く、次いで「保育サービスの整備の充実」が44.7%、「賃金・昇給・昇進・昇格等の男女間の格差の解消」が43.0%となっています。



仕事と生活の両立について

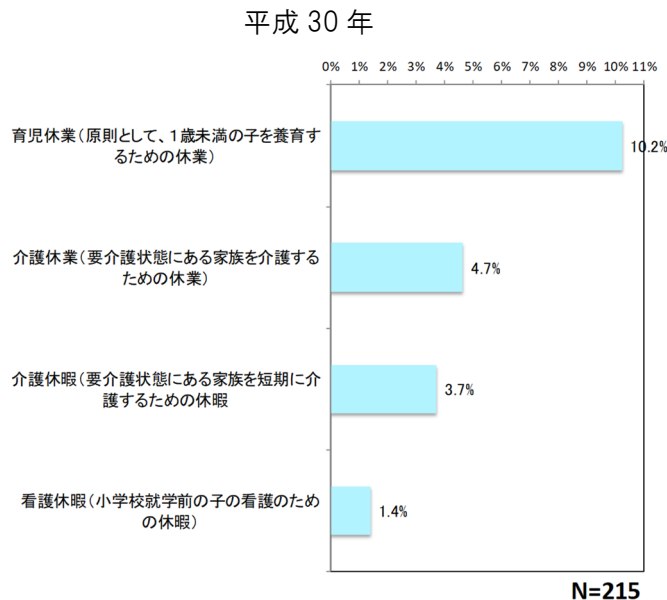
問3 4 男女ともに仕事と生活を両立できるようにする公的な取り組みとして、あなたが最も重要だと思うものは何ですか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 「両立支援のための制度の強化」が 24.7%で最も高く、次いで「社会全体に対する意識づくり」が 19.5%、「出産や育児、介護等に関するサービスの充実」が 15.8%となっています。



問3 5 育児や介護を行うために、以下の制度を利用したことはありますか。利用したことのある制度にすべて○をつけてください。

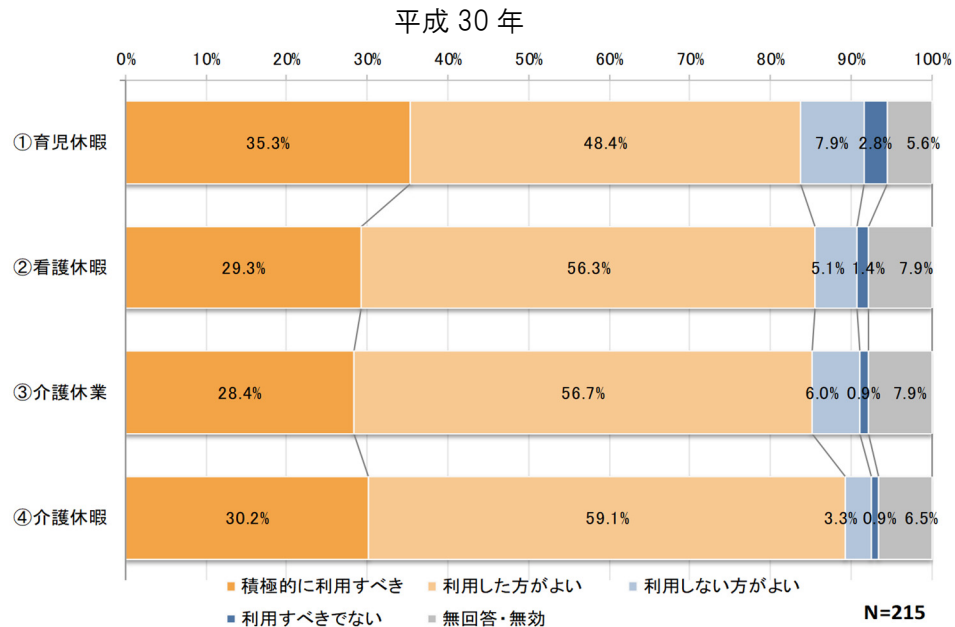
- 全体の 2 割が以下の休業・休暇制度を利用したことがあり、最も利用率が高かったのは「育児休業」で 10.2%となっています。また、最も利用率が低かったのは「看護休暇」で 1.4%となっています。



男性の働き方について

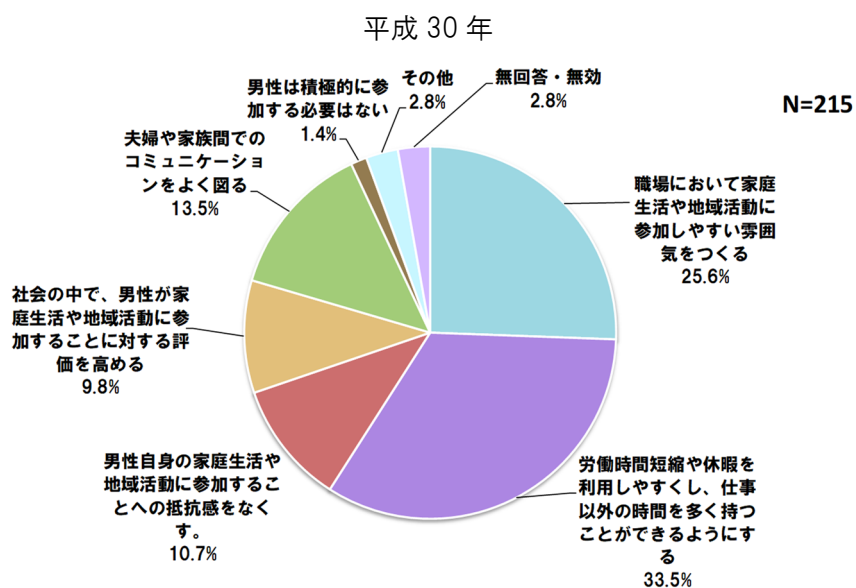
問36 男性が育児休業や介護休業などを利用することについて、①～④の項目ごとに、あなたの考えに最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

- 「積極的に利用すべき」と「利用した方がよい」を合算した割合は、全ての制度で 8 割以上となっています。



問37 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動等に積極的に参加していくために、最も必要だと思うものを1つ選び、○をつけてください。

- 「労働時間短縮や休暇を利用しやすくし、仕事以外の時間を多く持つことができるようにする」が 33.5% で最も高く、次いで「職場において家庭生活や地域活動に参加しやすい雰囲気をつくる」が 25.6%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」が 13.5%となっています。



男女間の暴力について

問 3 8 配偶者や恋人等の親しい関係の相手に対する、以下のような行為[※]は、世間や一般社会で言われる暴力と同じような加害行為であると思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

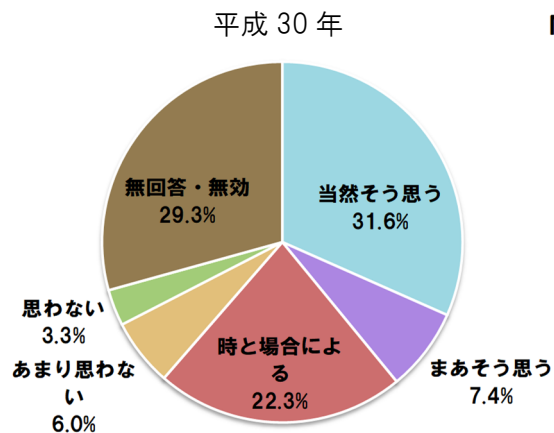
※行為の例示

「殴るふりや蹴るふりをしておどす」「話しかけても長い間無視する」「大声で怒鳴る」

「大切にしているものを捨てたり、壊したりする」「外出や携帯電話・メールを細かく監視する」

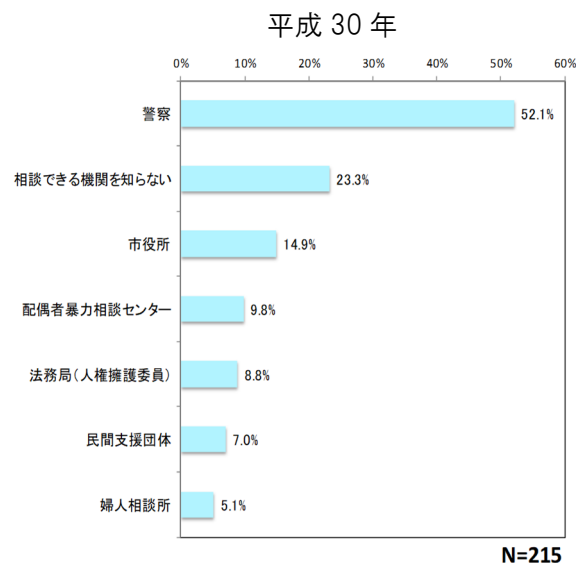
「相手が社会活動や仕事をするのを嫌がる」「必要な生活費を勝手に使う/相手に渡さない」

- 「当然そう思う」が 31.6%で最も高く、「無回答・無効」を除くと、次いで「時と場合による」が 22.3%となっています。また、「思わない」と「あまり思わない」を合算した割合は全体の約 1 割となっています。



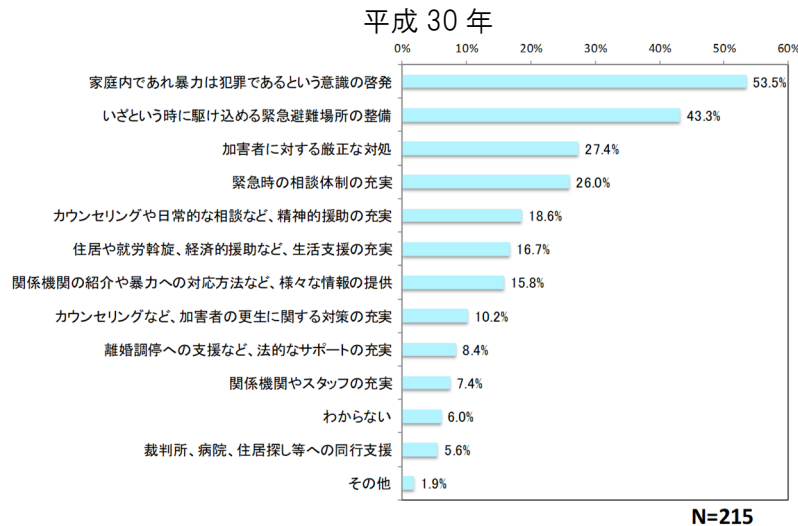
問 3 9 配偶者や恋人等の親しい相手からの暴力について、相談できる場所として知っている、もしくは実際に利用したことのある機関について、該当するものをすべて選び、○をつけてください。

- 「警察」が 52.1%で最も高く、次いで「相談できる機関を知らない」が 23.3%、「市役所」が 14.9%となっています。



問 4 0 配偶者や恋人等の親しい相手からの暴力に対する対策や支援として、特に重要だと思う取り組みについて、該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

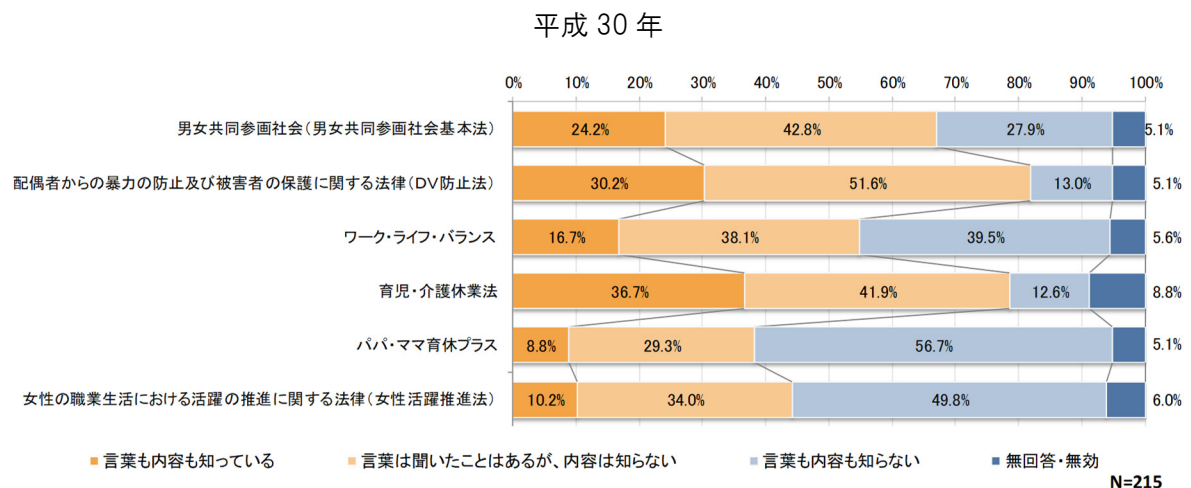
- 「家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発」が 53.5%で最も高く、次いで「いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備」が 43.3%、「加害者に対する厳正な対処」が 27.4%となっています。



男女共同参画社会について

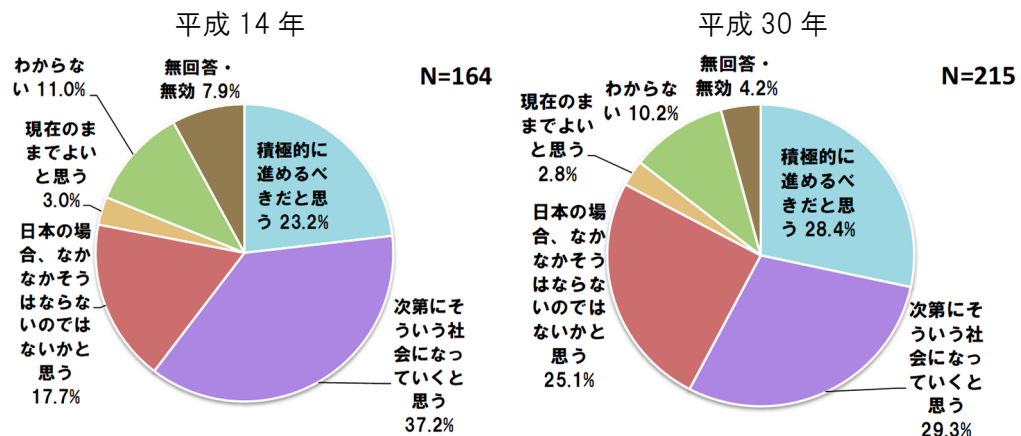
問 4 1 以下の言葉や法律をあなたはご存知ですか。それぞれの項目について、該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」を合算した割合を見ると、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が 81.8%で最も高く、次いで「育児・介護休業法」が 78.6%となっています。一方、最も低いのは「パパ・ママ育休プラス」で 38.1%となっています。



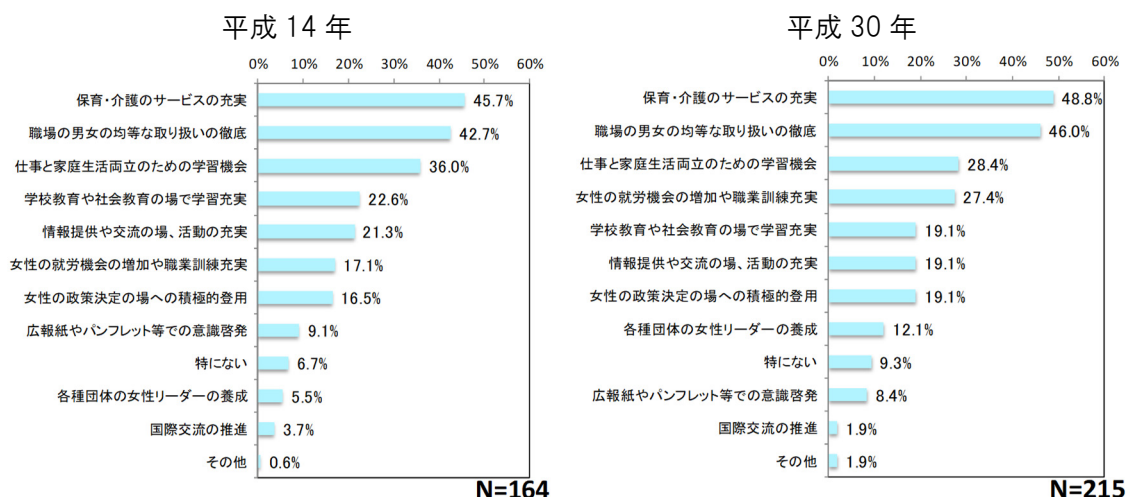
問 4 2 「男女共同参画社会」をつくろうとすることについてあなたはどのように思いますか。該当するものを1つ選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「次第にそういう社会になっていくと思う」が 37.2%で最も高く、次いで「積極的に進めるべきだと思う」が 23.2%、「日本の場合、なかなかそうはならないのではないかと思う」が 17.7%となっています。平成 30 年では「次第にそういう社会になっていくと思う」が 29.3%で最も高く、次いで「積極的に進めるべきだと思う」が 28.4%、「日本の場合、なかなかそうはならないのではないかと思う」が 25.1%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「次第にそういう社会になっていくと思う」の割合が減少しており、「積極的に進めるべきだと思う」、「日本の場合、なかなかそうはならないのではないかと思う」の割合が増加しています。



問 4 3 「男女共同参画社会」をつくっていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当するものを3つまで選び、○をつけてください。

- 平成 14 年では「保育・介護のサービスの充実」が 45.7%で最も高く、次いで「職場の男女の均等な取り扱いの徹底」が 42.7%、「仕事と家庭生活両立のための学習機会」が 36.0%となっています。平成 30 年では「保育・介護のサービスの充実」が 48.8%で最も高く、次いで「職場の男女の均等な取り扱いの徹底」が 46.0%、「仕事と家庭生活両立のための学習機会」が 28.4%となっています。
- 平成 14 年と平成 30 年の結果を比較すると、「仕事と家庭生活両立のための学習機会」の割合が大きく減少しており、「女性の就労機会の増加や職業訓練充実」の割合が大きく増加しています。



男女共同参画に関する自由意見

平成 14 年

No.	H14自由記述	回答数
1	性別に関わらず家事・仕事を分担できたら良い	8
2	人を人として尊重しあえる社会になると良い	5
3	それぞれの性の持てる能力を理解し合い活かすことが必要	5
4	アンケートが考えるきっかけになった	3
5	男女共同参画社会基本法に大賛成	3
6	男性の意識が古くて困る	3
7	家族内でも平等になってほしい	3
8	実際はまだまだ平等ではない	2
9	女性の再就職を支援する制度があると良い	2
10	ワーク・ライフ・バランスを考えるべき	2
11	子どもは愛情かけて育てるべき	2
12	角田市がまず手本を見せてほしい	2
13	男女共同参画に関する講演等は男性が聞ける時間にやってほしい	2
14	地域社会で女性が軽視されている	2
15	職場の男女差別をなくすべき	2
16	福祉を充実させるべき	2
17	日常生活は女性が優遇されている	1
18	どうしても女性の負担は大きい	1
19	乳幼児の育児は女性が向いていると思う	1
20	完全な平等は不可能	1
21	セクハラかどうかは普段の言動が大きく関わる	1
22	保育所の充実より母親が働かなくて良いよう保障制度があると良い	1
23	自分の能力や性格にあった場所で働けることが必要	1
24	家事・育児も立派な仕事である	1
25	女性が甘えすぎしてしまうのが心配	1
26	日本は遅れている	1
27	子育てしながら働いていたい	1
28	夫婦で一緒に家事をやりたい	1
29	女性が政治に参加し国会を改正すべき	1
30	角田の議会にも女性の声を反映すべき	1
31	男尊女卑を見てきた女性は結婚したがいらないのでは	1
32	こういう法律の勉強会があると良い	1
33	60代以降のお年寄りの働き盛りの人たちへの理解・支援がないと難しい	1
34	雇用労働問題が女性参画の足かせになることを懸念している	1
35	角田市政は女性の意見が取り入れられていない	1
36	角田市は女性登用も積極的に行うべき	1
37	女性の公的な集会への参加が少ない	1
38	家庭の問題も地域で相談し支援	1
39	将来一人になったときの機構を作って欲しい	1
40	男女同権により女性が結婚しようと思わなくなった	1
41	まず子どもには基礎的勉強と道徳を徹底すべき	1
42	子ども夫婦が離れていくのはおかしい	1

平成 30 年

No.	H30自由記述	回答数
1	人を人として尊重しあえる社会になると良い	4
2	子育て中でも働ける社会にしてほしい	3
3	どうしても女性の負担は大きい	3
4	性別に関わらず家事・仕事を分担できたら良い	3
5	完全な平等は不可能	2
6	お金に余裕がない	2
7	性別に関わらず能力の高い人に管理職を与えるべき	2
8	アンケートに不備が多い	2
9	市役所職員がまず手本を見せてほしい	2
10	年配の男性の意識が古くて困る	2
11	どういう形の家庭でも認める多様性社会が必要	2
12	専業主婦は下に見られる風潮がある	2
13	子どものことは女性が休むのが当たり前みたいな風潮がある	2
14	その他	2
15	DVを受けた・受けている	2
16	一人になった後が心配	1
17	このアンケートは若い人の意見を聞くべき	1
18	人口減少に伴う空き家対策が先だと思う	1
19	日常生活は女性が優遇されている	1
20	女性のためのコミュニティスペースが必要	1
21	家族で楽しめる施設があると良い	1
22	角田には女性が働きたい職種が少ない	1
23	若い人向けのひだまりサロンのような施設があると良い	1
24	男女平等は進んでいると感じる	1
25	少子化による老人介護対策が必要	1
26	時間に余裕がない	1
27	男女差別禁止のための法律や制度が機能しているか疑問	1
28	男女差別禁止のための法律や制度が機能しているか調査・改善していくべき	1
29	本当に差別がなくなるには時間がかかる	1
30	非正規労働者対策が先だと思う	1
31	非正規労働者対策が女性が輝ける社会につながる	1
32	親のサポートで男女共同参画を進めると良い	1
33	子ども夫婦のサポートが祖父母世代の男女共同参画	1
34	自分の能力や性格にあった場所で働けることが必要	1
35	現在の法制度は現在の社会実態にあっていない	1
36	法制度を変えていく努力をすべき	1
37	婦人防火クラブの「たすきをかけて活動」が古臭い	1
38	現在の若者が何を考えているかわからない	1
39	母子家庭において養育費を払わない父親が増えている困っている	1
40	ひとり親家庭支援の年収上限を上げてほしい	1
41	出産について真剣に考えるべき	1
42	角田市は特に男女共同参画が必要	1
43	議員たちも男女共同参画について考えるべき	1
44	女性に優しい社会を望む	1
45	低所得者層への支援が不足している	1
46	資格があっても高齢だと雇ってもらえない	1
47	介護しながら働けるような市のサポートがほしい	1
48	それぞれの性の持てる能力を理解し合い活かすことが必要	1
49	家庭内での男女のあり方が同等であればそれで良い	1
50	田舎の人は意識が古くて困る	1
51	ひとりひとりの意識や道徳が大事	1
52	子育て中でも働くための市のサポートがほしい	1
53	仕事と家庭の両立する社会の体制が必要	1
54	職場における男女平等が重要	1
55	安心して働けるよう学童等の充実を望む	1
56	女性の権利拡大を望む	1
57	角田市は女性市議会議員が少ない	1
58	少子化について考えるべき	1
59	女性の再就職を支援する制度があると良い	1
60	セクハラは失礼	1
61	情けない男性が増えた	1
62	女性は守られすぎ	1
63	家父長制度がまだまだ根深いと感じる	1



角田市男女共同参画計画（第2次）

発行 平成31年3月

編集 角田市役所総務部企画財政課

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41

TEL (0224) 63-2113

FAX (0224) 62-4829